

令和3年第3回鬼北町議会定例会

令和3年9月16日（木曜日）

○議事日程

令和3年9月16日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 承認第7号 町長の専決処分（令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号））の承認について
- 日程第7 議案第59号 鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第60号 鬼北町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例条例について
- 日程第9 議案第61号 鬼北町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 愛媛県市町総合事務組合の規約の変更について
- 日程第11 議案第63号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第12 議案第64号 工事請負契約（減容化装置設置工事）の締結について
- 日程第13 議案第65号 工事請負契約（史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事）の締結について
- 日程第14 議案第66号 工事請負契約（令和3年度通信系光送出設備更新工事（第1期））の締結について
- 日程第15 議案第67号 工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について
- 日程第16 議案第68号 鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第17 議案第69号 令和2年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第18 議案第70号 令和2年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第71号 令和2年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

- 日程第 2 0 議案第 7 2 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 7 3 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 7 4 号 令和 2 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 7 5 号 令和 2 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 7 6 号 令和 2 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 7 7 号 令和 2 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 2 6 議案第 7 8 号 令和 2 年度鬼北町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 7 議案第 7 9 号 令和 2 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 2 8 議案第 8 0 号 令和 3 年度鬼北町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 9 議案第 8 1 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 0 議案第 8 2 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 1 同意第 5 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 2 発議第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について
- 日程第 3 3 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 4 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 5 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 承認第 7 号 町長の専決処分（令和 3 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号））の承認について
- 日程第 7 議案第 5 9 号 鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 6 0 号 鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例条例について
- 日程第 9 議案第 6 1 号 鬼北町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 6 2 号 愛媛県市町総合事務組合の規約の変更について
- 日程第 1 1 議案第 6 3 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第 1 2 議案第 6 4 号 工事請負契約（減容化装置設置工事）の締結について
- 日程第 1 3 議案第 6 5 号 工事請負契約（史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事）の締結について
- 日程第 1 4 議案第 6 6 号 工事請負契約（令和 3 年度通信系光送出設備更新工事（第 1 期））の締結について
- 日程第 1 5 議案第 6 7 号 工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について
- 日程第 1 6 議案第 6 8 号 鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 1 7 議案第 6 9 号 令和 2 年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 7 0 号 令和 2 年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 7 1 号 令和 2 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 7 2 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 7 3 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 7 4 号 令和 2 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 7 5 号 令和 2 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 7 6 号 令和 2 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 7 7 号 令和 2 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 2 6 議案第 7 8 号 令和 2 年度鬼北町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 7 議案第 7 9 号 令和 2 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について

- 日程第 28 議案第 80 号 令和 3 年度鬼北町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 29 議案第 81 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 30 議案第 82 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 31 同意第 5 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 32 発議第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実に求める意見書（案）について
- 日程第 33 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 34 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 35 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 36 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 坂 本 一 仁	2 番 兵 頭 稔
3 番 高 橋 聖 子	4 番 中 山 定 則
5 番 末 廣 啓	6 番 山 本 博 士
7 番 松 下 純 次	8 番 福 原 良 夫
9 番 程 内 覺	10 番 松 浦 司
11 番 赤 松 俊 二	12 番 芝 照 雄

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企画振興課長 二 宮 浩	総務財政課長 高 田 達 也
危機管理課長 水 野 博 光	町民生活課長 那 須 周 造

保健介護課長	芝	達	雄	環境保全課長	森	明
農林課長	松	本	秀	建設課長	上	田
水道課長	上	田	司	日吉支所長	山	本
会計管理者	古	谷	忠	教育長	松	浦
教育課長	谷	口	浩	農業委員会会長	川	平
農業委員会事務局長	松	本	秀	代表監査委員	上	甲

○副議長（赤松俊二君）

起立願います。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、令和3年第3回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

皆さん、おはようございます。

令和3年第3回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

7月13日、農林課に在籍しておりました職員が、収賄罪・官製談合防止法違反等の容疑で逮捕、起訴されるという不祥事が発生いたしました。

このような不祥事を未然に防ぐことができなかったこと、また、町民の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことに、改めて、心から深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

全体の奉仕者である公務員が、重大な犯罪行為を行ったことは、町民の皆様の信頼を失墜させるとともに、町行政に対する不信感を与えましたこと、誠に申し訳なく、自責の念を抱いているところであります。

当該職員については、8月4日付で休職処分といたしました。今後、公判の経緯を見て厳正に処分することといたしております。

また、町の理事者として、今回の不祥事に対し、町民の皆様にも不信感を与え、行政の信頼を損ねましたことにつきまして、行政責任の所在を明確にするため、本日の議会に特例条例の制定を議案として上程いたしております。

一方、再発防止策といたしましては、不祥事発覚後、官製談合再発防止対策検討委員会を立ち上げ、事件の要因などを調査・検討するとともに、このような事件が二度と起こらないよう、職員倫理規定・官製談合防止マニュアルを策定し、あわせて入札制度の改善に着手するとともに、全職員を対象に、定期的に有効な研修を実施するこ

といたしました。

町民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となり、全力を尽くして取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本日の定例会には、令和2年度決算認定案件ほか全26案件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和3年第3回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、10番、松浦司議員、11番、赤松俊二議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの7日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月22日までの7日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、企画振興課、農業委員会、農林課、建設課、町民生活課、保健介護課及び水道課の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和3年5月分、6月分及び7月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しを

お手元に配付しております。

次に、町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率についての監査委員審査意見書写しの提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、一般社団法人鬼北町農業公社から、経営状況を説明する資料として、令和2年度決算に関する書類及び令和3年度事業計画に関する資料が提出されましたので、配付しております。

次に、まち・ひと・しごと創生法に基づき、令和2年度地方創生交付金事業検証結果の提出がありましたので、配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、6月議会定例会以降の行政行動状況を提示しております。

この3か月において、全国で緊急事態宣言地域の指定や、愛媛県まん延防止等重点措置期間の設定などがあり、全国規模の大会、陳情、要請行動は中止、延期がほとんどであり、私の公務県外出張は、高知県四万十町、1回のみでありました。

6月は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うワクチン接種について、町内の接種希望者全員が8月末までに2回の接種が完了するように努力してまいりました。現在、9月は、当初接種希望がなかった若者を中心に考え方が変わり、多くの接種希望があったため、柔軟に対応いたしております。

7月4日、予土線観光列車、鬼列車の出発式を実施いたしました。コロナ禍により一般PRは極力抑え、関係者のみでのセレモニーにとどめました。

7月22日は、四万十町窪川駅において、ウルトラトレイン号の出発式があり、愛

媛県側の予土線利用促進対策協議会会長職として代表出席してまいりました。

J R 予土線が沿線住民の命の路線となっておりますことは、申し上げるまでもございませんが、予土線そのもの、あるいは予土線沿線の風土、四季折々のすばらしい景観を地域の財産として全国に情報発信をしていく、この作業が鬼北町だけでなく、時を同じくして、沿線自治体においても行われていくことに対して心強く感じたところでもあります。

関連して8月3日、予土線圏域の明日を考える会のマネージャーで、愛媛県元副知事の上甲様が来庁され、J R 近永駅の再整備を含めて、予土線の新しい価値を見出ししていくよう、同会から要望書を頂きましたので添付いたしております。

近永賑わいエリアの創出は、J R 予土線の存続、北宇和高校の存続、ワーケーション事業による雇用創出など、新たな必要エリアとして位置づけできるよう協議をいたしました。

経済効果や個人の損得があからさまにストレートに発生する状況ではありません。また、民意を踏まえた財政投資が困難な事業かもしれませんが、将来町内の賑わいエリアが消滅したときの虚無感、心に大きな穴ができることを何としても防ごうとする機運を私は大切にしたいと、危機感を共有していただく、共に行動していただく町民の方々に寄り添ってまいりますので、議員各位の御理解を切にお願いするものであります。

最後に、9月3日、愛媛県DX推進化セミナー及び意見交換会に、私も含め、鬼北町職員が15名、リモート出席いたしました。会議では、愛媛県市町DX推進統括責任者である菅原直敏氏から、愛媛県デジタル総合戦略について御講演があり、鬼北町職員との討議時間もいただきました。

内容は、DXプラン、デジタルトランスフォーメーションの進め方について、これまでの行政事務の効率化を目指したICT化を前提として、マイナンバーカードの複合利用や光ファイバーを活用した危機管理体制の構築、さらに、ローカル5Gでの地域戦略など、デジタル技術を活用して、ヒトやモノをつなぐといった、いわゆる住民本位の行政、住民サービスに直結した事業を県と市町でつくっていく、愛媛スタイルを構築していこうという内容でありました。

最後のほうに資料を添付しております。国においては、今年1日に、デジタル庁、愛媛県では既に国に先駆けてデジタル戦略局が設置されており、DXプランを活用した具体的施策の推進が求められておりますことを議員の皆様にも再度御承知おきいただきたいと存じます。

その他、事業、会議につきましては、省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（芝 照雄君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、赤松俊二議員、坂本一仁議員、中山定則議員、程内覺議員の4名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、11番、赤松俊二議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

赤松議員、質問1についての質問を行ってください。

○11番（赤松俊二君）

それでは、改めまして、おはようございます。

議席番号11番、赤松俊二です。

先に通告したとおり、3問について質問をいたします。

まず、はじめに質問1、町道の整備、促進について。

町は、道路管理者として安全で快適に安心して利用できる日頃から町道の維持管理に努める責務があり、多くの路線が整備されていることに感謝申し上げます。

そこで、数多くある町道の点検整備は確実に行われているのか、次のことについて伺います。

(1) 例えば、町道犬飼線ひろせ橋から上本村集会所までの約1キロ区間については、毎年たび重なる豪雨により小規模な落石が発生し、通行に支障を来している状況である。そのように整備が必要だと思う箇所などを含めて、町全体で町道改良整備に係る調査・計画を実施する考えはないか伺う。

(2) 樹木が町道に越境して交通を妨げている場所があるが、町はどのように対処するのか伺う。

①道路パトロールは行っているのか。

②町道への樹木の越境に対する町の対応について伺う。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第1番目の町道の整備促進についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町全体で町道改良整備に係る調査・計画を実施する考えはないかとの御質問ですが、町道改良につきましては、地元の皆様の御要望等に基づいて、改良が必要な路線を調査するとともに、補助金や起債等の財源を調整しながら、事業費を中期行財政計画に計上し、計画的に測量設計及び改良工事を実施しております。

議員御指摘の町道犬飼線のように、小規模な落石等で通行に支障を来している箇所につきましては、落石対策が施されていない箇所、また、対策はしているが機能を有していない箇所も含め、地元の皆様の御意見を踏まえまして、防災工事・局部改良工事という形で整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の樹木が町道に越境して交通を妨げている場所があるが、町はどのように対応しているか問うという御質問のうち、道路パトロールは行っているのかとの御質問についてですが、建設課職員が道路パトロールと称して、日時・路線等を定め、計画的に調査することはいたしておりませんが、各工事現場、作業現場、立会を求められた現地等へ出向く際に、異常がないか目視で確認しております。また、町内の郵便局様との間に、地域における協力に関する協定を締結しており、道路の異常を発見した場合は、速やかに報告をいただいております。

次に、町道への樹木の越境に対する町の対応について問うとの御質問であります。道路に張り出した木や竹については、その所有者に適切な管理をお願いしております。昨年度から「道路に張り出した木や竹の伐採をお願いします」と題した文書を回覧するとともに、告知放送システムにより、回覧と同じ内容のお願いを放送し、住民の皆様への周知に努めております。

さらに、所有者不明の案件があった場合には、所有者、またはその関係者を確認し、文書で状況を報告し対応をお願いしております。

基本的には、今ほど答弁いたしましたように、町道へ張り出した樹木の管理につきましては、民法、道路法等の法的な根拠から、所有者の責任において行っていただくことにいたしておりますが、台風・大雨等の後の倒木などで通行に支障を及ぼすような緊急の場合については、建設課において伐採、撤去を行っております。

以上で、赤松俊二議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問1、(1)について再質問はありますか。

○11番(赤松俊二君)

それでは、(1)について再質問をいたします。

この路線、犬飼線については、地域のその人の話では、ここ一、二年、のり面からの土砂崩れほか落石等も頻繁にあるため、通行に支障のないよう地元で撤去を行っているが、通行時は落石等に遭遇する可能性があるため、不安であると、そういった声をいただいております。

なお、この地区には、この路線には迂回路もなく、犬飼、音地、上本村、約30世帯は大規模な落石等がありましたら、孤立状態にもなります。そのような状況の中で、事故が起きれば大きな問題にもなりかねないので、現状を調査し、早期な対応をすべきだと考えますが、再度、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長(兵頭誠亀君)

詳細につきまして、建設課長から答弁をします。

○建設課長(上田 司君)

ただいまの赤松議員の第1点の質問でございますが、ただいまの再質問におかれまして、町道犬飼線の落石について例を挙げて答弁されましたが、町道犬飼線につきましては、平成22年度に改良工事を完了しております。改良工事を完了しておりますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、落石防止の施工をしております箇所でも、フェンス、擁壁等に支障がありまして、小規模な落石等が路面に散乱する事案が起きております。

犬飼線につきましては、平成28年度に防護柵設置工事を29メートル施工いたしました。なおかつ、元年度につきましても、災害復旧工事でコンクリートの吹付工125平米施工しております。改良は済んでおりますが、通行に支障があるところのほうで判断し、地元の皆様の要望がある場合には、その要望にお応えすべく予算を組みまして、局所的な防護柵等の措置を取っている状況でございます。

今後につきましても、のり面等が風化等により落石が顕著になる場合につきましては、その都度、改良をして、町道の落石に備えていきたいと計画しております。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

赤松議員、よろしいですか。

○11番(赤松俊二君)

今ほど担当課長より答弁いただきましたが、今ほどの説明、これはこの件、この1

キロ区間については、地元もかなり要望、区長さんはじめ、組長さんの要望がございますので、ぜひとも、そういった前向きな対応をしていただけますよう、再度お願いをいたします。

答弁はいいです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、赤松議員、質問1、（2）①について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

①道路パトロールの件なんですけど、今ほどの答弁の中に、郵便局と締結をされて、そういった見守りをされて、見守りというか、道路パトロールをされているような答弁でありましたが、こういったことについては、多分私は郵便局との締結というのは、高齢者の見守りとか、そういうことについての関係かと思ったんですけど、総合的にそういった交通のパトロール、そういったものもされるという答弁でありましたが、そのことについては、町民の方も知らない方が結構おられると思うんですよね。そういった方に対して、告知放送とか、回覧とかで周知を図るべきだと思うんですけども、その点についてお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長から答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいま御質問にありました郵便局との提携につきましては、平成28年12月に当時の町長と当時の広見郵便局長の間で地域における協力に関する協定ということで協定書を結んでおります。

その中の目的といたしましては、住民の皆様が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための協定ということで、協力の内容といたしましては、先ほど議員答弁されたように、高齢者、障がい者等の住民等の何らか異常に気づいた場合の報告、また、道路の異常を発見した場合の報告、さらに不法投棄等を疑われる廃棄物を発見した場合というふうな協力の内容で協定をしております。

こういう協定を周知する、しないにつきましては、内部で協議をいたしまして、必要があるという場合には、地域の皆様にも郵便局とこういう協定をしておりますよというふうな周知をしてみたいと思います。

以上です。

○11番（赤松俊二君）

今の点でもう1点だけ、結局そうしたら道路の異常を発見したというような方が役

場のほうに通知をされるということは、反対に、住民の方が郵便の配達員さんにごうごうごうという異常がありますよと、郵便局長さんに、郵便の配達員に知らせることも、あわせてできるということでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長から答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問ですが、郵便局員さんのほうにお知らせすればいいかというふうな御質問でありましたが、町道に異常、また河川の異常が、地域の皆様がその異常に気づかれた場合には、まずもって、町、建設課さんのほうに報告をいただけたらと思います。郵便局の皆様は、あくまでも業務の途中に、そういう気づかれた箇所、状況を報告いただけるようにしておりますので、地域の皆様におかれましては、異常等が発見された場合は、まず第一報を役場、建設課のほうに連絡をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

はい、了解。

○議長（芝 照雄君）

それでは、赤松議員、質問1、（2）②について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

それでは、②についての再質問をいたします。

当然、民有地については、所有者が撤去するというのは分かるわけですが、例えば犬飼線のこの1.1キロの路線をちょっと例というか、この路線について、先般、私、地積を取って町道の道幅を測ったら、ここの町道の地積を取って、このちょうど載っているこの町道の道幅を測ったら、8メートルから5メートル、これに載っている地積に幅があるわけですよ。ということは、実際には、この犬飼線のちょうど道幅は4メートルぐらいしかないわけですよ。ということは、8メートルから5メートルある道幅に対して、その残りの幅については、山際ののり面、もしくは河川ののり面も言ったら含まれている、つまり道路敷としてみなすものと私は認識しているんですが、その辺については、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長から答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの赤松議員の御質問ですが、実際に現地で道路幅員、確認されたというお話でございますが、基本的に、先ほどの第1番目の質問に戻りますが、町道整備、現在、町のほうで町道が整備されたとしておりますその根拠といえますか、幅員が4メートル以上の改良をもって改良済みとしております。

今ほど言われましたように、5メートル、8メートルあると言われておりますのは、犬飼線で測られたということなので、犬飼線で例を申しますと、8メートルある中には、道路の退避所も含まれておりますし、なおかつ、のり面をロックネットで覆っておる箇所があります。ロックネットでのり面を保護しておる箇所につきましては、その部分についても、町の道路敷として、町のほうで購入して、施工をしておりますので、町の道路の範囲となっております。

当然、そういうふうなロックネット等から出ている支障木につきましては、こちらのほうで対応をいたしますが、その防護柵、ロックネットより離れた範囲から出ておりますと、これは個人の所有物の支障木と判断しておりますので、境界が不確かな場合は、我々の図面を持って行って、境界を確認して、確実にこれは町道敷じゃないと、個人様の所有物だということを判断して、撤去のお話をさせていただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

今ほどの答弁で道路敷であるというふうな回答ではありましたが、道路敷であるということになれば、当然、町有地になるわけでありますので、みなすので、そういった道路敷であるというような答弁であれば、当然、町有地になるわけでありますので、そういった町有地から出たのり面についての支障木については、道路管理者である町が速やかに撤去する必要があると思いますし、この犬飼線ばかり言って申し訳ないんですけども、ここについても、そういった町有地からの樹木、支障木、かなり茂っており、交通に支障を来しておる。これは担当課長も見られておられると思いますが、そういったことを含めて再度対応されるのか、質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問ですが、支障木につきまして、私どもで撤去する判断としておりますのは、道路交通に関して明らかに車と人が歩行する等に支障がある場合に撤去をしております。また、支障がない場合、覆いかぶさっている場合は、例えばその樹木につきまして、枯れてもう明らかに倒れそうな場合とか、そういう場合はこちらのほうで撤去いたしますが、まだ施工上、のり面吹きつけで、種子吹きつけとありますが、そういう場合に生い茂って、逆にのり面を保護しております樹木等もありますので、その辺は逐一現地のほうで確認して、逆に撤去して、のり面に崩壊がつながる場合もありますので、まずは現地を確認してからの作業とさせていただきます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

今ほど答弁がありましたように、再度調査をしていただき、速やかな撤去をしていただきますようお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

質問なのでお願いは、先ほどもありましたけど、しないようにお願いします。

○11番（赤松俊二君）

と要望いたします。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で質問1については終了します。

続いて、赤松議員、質問2についての質問を行ってください。

○11番（赤松俊二君）

それでは、質問2、高校卒業後の大学、専門学校等への進学者に対する支援について、質問をいたします。

（1）新型コロナウイルスの影響で、学生が実家に帰ってオンライン授業を受けていても家賃負担が続き、アルバイト収入も当てにならないなど、多くの学生の危機的な状況が全国的な問題になっており、退学や進学の見送りなど、学びたくても学べない状況も心配される所だが、奨学金を借り進学する学生に対して支援する考えはないか伺う。

（2）就職活動も困難な社会情勢となっている一方で、就職後の奨学金返済も心配であるが、本町に就職する若者を対象にした助成制度を設ける考えはないか伺う。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第2番目の高校卒業後の大学、専門学校等への進学者に対する支援策についての御質問のうち、1点目の奨学金を借りて進学する学生に対して支援する考えはないかとの御質問にお答えをいたします。

現在、当町で奨学金助成制度につきましては、鬼北町育英奨学金制度があり、その具体的な内容は、高等学校、これは高等専門学校も含まれますけども、高等学校等の在籍者には、月額2万円を、短期大学以上の大学や、各種専門学校等の在籍者には、月額3万円を無利息で貸与するものであります。

この育英奨学金は、返済の猶予をすることができることになっており、具体的には、疾病その他の事由により、育英奨学金の返済が困難な状況となった場合には、育英奨学規則においてその返還を猶予することが可能になっており、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた方につきましても、同様の扱いといたしております。

令和2年度におきまして、同規則を適用し、育英奨学金の返済を猶予した事例が1件あり、今後も、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、奨学金の返還が困難になった場合には、規則にのっとり対応していきたいと考えております。

また、大学・専門学校等への進学者に対する支援につきましては、令和2年度に、奨学金を借りて修学している学生等に限定せず、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用し、203名の大学生等の保護者に対しまして、大学生等1人当たり10万円の生活応援給付金を支給いたしましたところであります。

本年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学生等のアルバイト等の収入が減少している状況に鑑み、昨年度同様、大学生等の保護者に対しまして、大学生等1人当たり10万円の給付金を支給したいと考えているところであります。今回の補正予算に計上し、本定例会で御審議いただくよう提案いたしております。

次に、2点目の就職活動も困難な社会情勢となっている一方で、就職後の奨学金返済も心配であるが、本町に就職する若者を対象にした助成制度等を設ける考えはないかとの御質問であります。鬼北町では、現在鬼北町に人を呼びこみ、若者の地域への定着を図ることを目的とした3つの鬼のまちで暮らす・働く支援事業費補助金を創設し、事業を支援いたしております。

1つ目は、資格取得支援事業であります。町内の事業所に就職し従事するにあたり、

国家資格、国家検定の取得に要する講習、または試験を受けるための費用を補助いたしております。

2つ目は、企業チャレンジ補助金であります。鬼北町において、新たに事業を展開する場合において、空き家の改築をしたり、新築、設備投資をしたり、開業にかかる経費を補助いたしております。

3つ目は、定住化雇用促進事業奨励金ですが、これは事業を支援するものでありまして、学生の雇用受入れをする場合に、事業者に対し一人当たり50万円を補助し、雇用の促進に努めております。

以上で、赤松俊二議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

（1）の再質問をさせていただきます。

今回、コロナ禍による学生に対しての支援策として、今回予算計上されております生活応援給付金事業を提案されておりますが、これはコロナ禍の中において、保護者、学生にとっては大変ありがたい、経済的にも助かる策ではないかなと思っております。

そんな中で、奨学金を借りて進学する学生に対しての支援策についてなんですけども、今回、町としては、第二次長期総合計画の中に学力の向上ということで、高校、大学奨学金を支給するとともに、卒業後、本町へ帰郷した場合の返還免除などを検討しますというような第二次鬼北町長期総合計画に掲げておりますが、これについての内容について伺いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

今の御質問にお答えをいたします。

先ほど町長が答弁で御説明したとおり、現在は、奨学金を借りている学生さんだけに支援をするということではなく、コロナ全般の影響を受けている学生さん等々に対して給付金を支給するということを検討しておりますが、奨学金を借りた方だけに対して町に就職した際に奨学金を免除するということについては、今検討をいろいろ重ねておりますが、現在のところ、導入をするということには至っておりません。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

各自治体においては、各奨学金の種類を設けてされる自治体もありますので、今後とも、鬼北町においても、奨学金を借りて進学する学生に対して奨学金返還支援の拡充を進めていただければと思っております。そのことについて質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

長期計画に書いておりますのは、基本的には、その子どもたちがどのような方向で、進学の後、就職先といいますか、自分の未来について希望を持ってやっているか。そこから辺りをしっかりと町のほうでも後押ししていこうというふうな意志であると私は思っています。

ただ、今回の御質問の中に、都会とかから帰ってくる人に対しての奨学金ということでありましたものですから、奨学金を借りている、借りていないというような判断と、こっちへ帰ってくるという判断を一緒にしてしまうと、奨学金を借りずに頑張っただけで大学へ行っただけで、戻ってきたときにその支援策に偏りが出てくるということがありまして、どうしてもそこが悩んでおるところでございます。全国の市町によっても、そのようなところはあることは存じておるんですけども、ただ、現在の鬼北町において、その奨学金を借りている者に対してのみの帰ってきた、Uターンをしてきた子に対する支援というのは、少しまだ議論が必要なんじゃないかなと私は思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、赤松議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

それでは、（2）について再質問いたします。

町においても、この若者の地域への定着を図られる目的で様々な支援事業を行っておりますが、私が申し上げたいのは、ここの質問にありますように、地元にもまた就職、または移住した若者等が利用した奨学金の返済を支援する新たな町の独自の支援事業はできないものか。

例えばこれもちよっと全国の各自治体においては、こういった町独自の要綱を作成し、奨学金を利用した町内の若者が、移住、または町内の事業所に勤務をしている者に対して、年間12万円を上限とし、奨学金返還額の半分を7年間にわたり補助する、そういった奨学金返還支援事業を開始した自治体もありますし、奨学金の利子を助成する制度を実施している自治体もございます。そういったことを含めて、本町でも、そういった奨学金、本町に就職する若者を対象とした助成制度、奨学金を借りた本町に就職する若者に対しては助成制度、そういったことに対して検討、取組をされる考えはないか、再度お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

重複するところはあるかもしれませんが、現在の鬼北町で私が必要だと思うのは、奨学金を借りたといいますか、奨学金にも保護者が借りるのには、俗に言う、鬼北町の奨学金のほかに日本育英会とかいっぱいあるじゃないですか。それ以外に銀行のローンもある。何かな、あと親戚からお金を借り取る場合もある。いろんなケースで子どもたちを上部の学問に携わらせてやりたいという親の気持ちといいますか、保護者の気持ちがありまして、それを奨学金だけにとというのが、なかなか難しいところがあるんじゃないかな。内部でも議論はしとるんですけども、そこに固執してしまいますと、その家庭への支援ということになってしまうんですけども、私が今現在必要だと思うのは、帰ってきた子、鬼北町で頑張っていこうというこの気持ちと、それを支えていこうという企業さんにも御支援をしていかなといかないのではないかなと私は思っておりまして、先ほど答弁させていただきました、鬼のまちづくり支援事業のように、受け入れていただいた企業さん、または資格取得を取るために企業さんに負荷がかかる部分、それは企業さんで、個人さんで自分で取るよと言われるところもあるかもしれません。そういうところを公的な部分として支援をし、仕事としてのキャリアをアップさせていくということも町行政側がしていくUターン者への支援だと私は思っております。

それぞれの大学、専門学校に進んでいく部分については、家庭のある程度の覚悟というものは必要だと思っております。それ以上に家庭のほうの奨学金、またはお金を借りて上部の大学に学問に進むという部分について、鬼北町あるいは愛媛県、全国的に救済策というものが必要な部分があるのであれば、それは十分に前向きに検討せないかと思っております。今の現状として、地域に帰ってくる子どもたちを何とか支援していこうという気持ちは議員さんと同じでありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、以上で質問2については、終了します。

続いて、赤松議員、質問3についての質問を行ってください。

○11番（赤松俊二君）

それでは、質問3、新型コロナウイルス感染症に対する差別防止対策について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が今も続いておりますが、国、県そして鬼北町も、感染者や医療介護者に対する偏見や差別を絶対に止めるよう呼びかけてはいるが、ネット上での心ない偏見や差別、中傷が後を絶たない。

町内においても、新型コロナウイルスの感染者が出ており、その方を差別や中傷から守るために、町として、ぜひ万全の対策をお願いしたいと思うが、町のこれまでのコロナ感染者への差別解消に向けた取組と、今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第3番目の新型コロナウイルス感染症に対する差別防止対策についての御質問にお答えをいたします。

コロナが発生してから現在まで、全国各地でSNS、ビラ配布、県外からの来県者に対する貼り紙等による偏見や差別事象が発生いたしております。当町においては、特定の個人に対してのそういった事例の報告は受けておりませんが、いつ何どき、そういった感染者等に対する偏見や差別が起こる可能性があることは、否めないところでもあります。

国におきましては、感染者等に関する偏見や差別を防止するため、新型インフルエンザ等特別措置法の改正が行われたところであります。この法律改正では、国や地方公共団体は、新型コロナウイルスに関する差別的取扱等の実態把握や啓発活動を行うこととなっております。

なお、同法律では、罰則規定がなく、あくまでも偏見や差別を防止するための規定であり、感染者等への偏見や差別を完全に防止するには至っておりません。

一方、愛媛県におきましては、現在の9月定例議会で議員提出により、差別、偏見を生み出さない社会の構築に引き続き取り組むという議決案と、国に対策強化を求める意見書案が先行可決されたところであります。

町としましては、法律に基づき、町民の皆さんに御理解をいただくため、これまでと同様に、防災行政無線・ホームページ等を活用して、偏見や差別が起きることのないように、啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和2年度におきましては、御案内のとおり、町教育委員会、町人権教育協議会、町PTA連合会、町連合婦人会及び小・中学校児童会・生徒会が連携し、身近なところから意識啓発を図ろうと、シトラスリボン運動に賛同し、事業を展開していただいたところであります。

御案内のとおり、シトラスリボン運動とは、愛媛県で誕生した新型コロナウイルス感染症に対する差別や偏見をなくす運動であります。婦人会会員が作製したシトラスリボンと、町内小・中学校児童生徒たちが書いたメッセージカードに、PTAが用意した手持ち花火を添え、1学期終業式に全児童生徒に配布いたしました。メッセージを添えたシトラスリボンを配布したことで、身近なところから、いじめや差別をなくす意識啓発が図られたと考えております。

また、町では、シトラスリボン運動啓発ポスター及びステッカーを作成・配布し、ポスターを各事業所等に掲示していただくなど、身近なところからの意識啓発を図っております。

新型コロナウイルス感染症がまだ終息を迎えておらず、今後も引き続き、偏見や差別の原因となっている感染症の予防についても、県と連携しながら取り組んでまいりますとともに、差別解消につきましては、ホームページや回覧、広報にて周知・啓発を行い、差別のないまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上で、赤松俊二議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、質問3について再質問はありますか。

○11番（赤松俊二君）

それでは、再質問させていただきます。

この差別については、本来あってはならない差別でございますが、今ほど答弁いただきましたが、今後、この差別を受けた方々に対しての、言ったら相談窓口を設置して、そういった体制づくりをすることが私は重要ではないかなと思うんですが、それについて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの質問の相談窓口であります。現在町長の答弁でありましたように、法改正がなされて、国、県それぞれ人権問題も含めて相談窓口は設置されておりますので、取りあえず、そちらのほうに対応できるのではないかとということで、町単独では今のところ、窓口の設置は考えておりません。なお、町民の方でそういった窓口がどこなのか分からない場合は、当課に問い合わせただければ、内容に応じて相談窓口の電話番号等をお知らせできますので、言っていただければと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

了解です。

最後に、それでは、これからも町全体での取組が私は重要であると思っておりますので、今後とも差別のないまちづくりに努めていただきますよう申し述べ、私の質問とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

答弁はよろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、これで赤松俊二議員の質問を終わります。

次に、1番、坂本議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

坂本議員、質問1について質問を行ってください。

○1番（坂本一仁君）

議席番号1番、坂本一仁が、先に提出した2点について質問いたします。

質問1、猫の飼い方について質問します。

各地区で猫の被害をよく耳にするが、どのように考えているのか、次のことを問う。

(1) 飼い猫・野良猫のふん尿被害や、中には軒下、床下で猫が死んでいたと耳にしたが、そのようなことが減るように、飼い主等に丁寧な飼い方や、注意喚起を行っているのか。

(2) 野良猫を餌付けしている方もいるみたいだが、近隣住民から苦情等があれば対処してもらえるのか。

よろしくをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、坂本一仁議員の第1番目の猫の飼い方についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の飼い猫・野良猫のふん尿被害や、中には軒下や床下で猫が死んでいたと耳にしたが、そのようなことが減るように、飼い主等に丁寧な飼い方や、注意喚起を行っているのかとの御質問であります。坂本議員の御指摘のように、住民の方々から、敷地内でふん尿をされて困っているとか、駐車場の車に傷をつけられたなど、生活環境に対する苦情が寄せられております。

被害要因の1つとして、飼い猫の放し飼いがありますが、近隣住民の方へ迷惑をかけている場合は、飼い主や飼い猫の迷惑行為が特定できれば、御自宅へ訪問し、直接指導を行っております。また、飼い主が特定できない場合には、回覧や環境だより、そして鬼北地域告知放送などにより、猫の適切な飼い方についての注意喚起を適宜行っております。

他の要因として、敷地内に入ってくる野良猫による被害もありますが、直接指導する飼い主もなく、また猫は愛護動物として、動物愛護管理法により、駆除目的での捕獲が認められていないことから、被害を受けられた方には、家屋等に野良猫が入らない対策を自己防衛により講じていただく旨を説明し、その具体的な対策方法についての助言を行っております。

また、御案内のとおり、本町におきましては、地域における猫被害の軽減と不幸な命を増やさないための取組として、猫の不妊去勢手術費用に対する補助事業を創設し、実施しております。飼い猫の場合は、1匹につき上限3,000円の補助金を交付するとともに、野良猫の場合は、近年被害が多いことから、集中的に取り組むため、令和2年度から、3年間、限定つき補助事業として、不妊去勢手術費用の全額補助による不必要な繁殖防止対策を推進しております。

次に、2点目の野良猫を餌付けしている方もいるみたいだが、近隣住民から苦情等があれば対処してもらえるのかとの御質問であります。野良猫の餌付け行為につきましては、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。不適正な飼養や無責任な餌やりなどによって、周辺的生活環境が損なわれている事態が生じているときは、動物愛護管理法により、行為者に対して当該事態を除去するための指導を行っております。住民の方から、野良猫の餌付けについて、苦情や相談があれば、餌付けしている方のお名前・御住所等をお伺いし、現地で餌付け行為の確認ができた段階で、宇和島保健所と連携して、行為者に対して野良猫との適正な関わり方についての指導を行っております。

また、野良猫が増えて困っている地域の解決策として、地域猫活動があります。この活動は、猫の問題ではなく、地域の環境問題と捉え、地域住民の皆さんの合意の下、地域の方々やボランティア団体などが、野良猫の不妊去勢手術や、適正な飼育管理に取り組む活動でありまして、町では、猫に関するトラブルの解決策の1つとして推進しております。

今後も、猫被害の軽減やトラブル防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、坂本一仁議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

坂本議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○1番（坂本一仁君）

（1）について再質問いたします。

これからも猫の飼い方の注意喚起を防災無線や広報誌等で定期的に周知徹底をお願いできるかを質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長のほうから答弁をさせます。

○環境保全課長（森 明君）

今ほどの坂本議員の御質問なんですけれども、毎年数件ではございますが、個々に役場のほうに苦情や、また問合せ等がございます。そういった際には、個々に丁寧に対応させていただきますし、当然野良猫の場合の餌やり等も含めては、該当者がいない場合もございます。そういった場合は、その地区、または全地区に対しまして集

中的に広報というか、周知をさせていただきまして、丁寧な飼い方等を周知をさせていただきますので、引き続きそういう広報活動はさせていただきたいと思っています。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

坂本議員、了承ですか。

○1番（坂本一仁君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、坂本議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○1番（坂本一仁君）

（2）について再質問いたします。

野良猫に餌をやること自体、禁止する法律はありませんが、近隣住民が被害や苦痛を受けている場合は、行政が介入し、当事者間同士の話し合い等に立ち会っていただくことはできますでしょうか、質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長から答弁をさせます。

○環境保全課長（森 明君）

ただいまの質問なんですけれども、猫につきましては、動物愛護管理法につきまして、愛護動物ということで認定をされています。その関係につきまして、当然、餌やり行為につきまして、全てが駄目ということではございません。そこで、野良猫でどうしても餌がなく、飢えそうで死にそうな猫がいましたら、それに対して餌をやるというのは、それは当然、愛護活動としまして認めております。ただ、それが継続して、また反復してされますと、どうしてもそこに猫が集まりまして、そこで繁殖、行く行くは周辺の住民の生活環境に影響を及ぼしてしまうということで、どうしてもそうなりますと、町のほうで指導が必要になってくるということでもございますので、これにつきましても、個々に判断いたしまして、その行為、相談を受けた行為がどういうものであるかということを、当然、町ではなくて、保健所とも連携いたしまして、個々に対応させていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いします。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

坂本議員、了承ですか。

○1番（坂本一仁君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、坂本議員、質問2について質問を行ってください。

○1番（坂本一仁君）

質問2、伝統芸能、地域活性化集団について質問いたします。

鬼北町において、各地区で地域を支える伝統芸能・地域活性化集団が活躍されているが、近年担い手不足が深刻化し、継続することが難しくなっているのが現状である。町は広報誌などを使って、町民の方々にそういった団体を広く紹介しているのか問う。よろしくをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、坂本一仁議員の第2番目の伝統芸能、地域活性化集団についての御質問にお答えをいたします。

伝統芸能は、古くからあった芸術と技能の総称とされ、円舞や舞、演芸、工芸等多岐にわたっており、担当課で把握しております町内の伝統芸能団体は、40団体以上ございます。また、地域活性化集団につきましては、町内には、日吉一希を起こす会、来夢、三島の明日を考える会、YYCなど8団体あり、各団体とも、それぞれの地域、それぞれの分野で地域に密着した活動を展開していただいているところであります。

地域を支える伝統芸能・地域活性化集団については、町は広報誌などを使って、町民の方々に広く紹介しているのかとの御質問であります。各団体の活動状況につきましては、広報、各地域の公民館報、さらに文化協会の御協力により、文化協会だより等の各種機関紙において、御紹介をしているところであります。紙面に制限があり、十分な紹介ができていないのではないかと考えております。

今後におきましては、議員御指摘のとおり、各団体の担い手不足や活動の継続等が懸念されること、また、アフターコロナにおいて、団体そのもの、そして団体がされる活動が疲弊しているかもしれない地域住民の方々の心を温かく包み込んでくれるすばらしい地域の重要な財産であることから、各団体とも協議させていただきながら、随時、御紹介できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、坂本一仁議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

坂本議員、質問2について再質問はありますか。

○1番（坂本一仁君）

質問2について再質問させていただきます。

コロナ禍の中で公民館や公共施設等に集まらないケースもあります。今までずっと一生懸命頑張ってきたそのような団体の方々に、環境の変化の中で今までで培ってきた絆や団結力、活動意識が衰退している団体もあります。これからもそういった団体の紹介を広報誌等で周知してもらえるかどうかを質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

坂本議員が心配をしていただくところは、私も同じような考えを持っておりまして、先ほど申し上げましたように、担い手不足というところで、後継者がなかなか育ってくれないというふうな悩みをお持ちの団体もいっぱいいらっしゃいます。

そういうふうな方々の今まで活動してきたもの、これは本当に鬼北町の財産だと思っておりますので、これから先、疲弊しているかもしれない町民の方々の心をいやすためにも、もっともっと御紹介し、気持ちを高めるような広報活動を行っていきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

坂本議員、了承ですか。

○1番（坂本一仁君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

これで坂本一仁議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を10時30分とします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番の中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、広報きほくについて。

鬼北町広報規則は、町政情報その他の情報を的確に町民に伝えることにより、町民の町政への参加及び参画を促進し、町政に対する理解を深める趣旨で町が行う広報に関し必要事項を規定しています。

広報の内容は、町政について、住民に周知すべき事項、産業、文化、経済等生活の向上に資する事項、その他町長が必要と認める事項とし、広報媒体は、広報きほく、その他の町の刊行物、新聞、テレビジョン及びラジオ、インターネット、その他町長が必要と認めるものと定めています。

広報きほくは、毎月発行されていますが、5点質問します。

1点目、各課の町政情報、行政サービスは、年間を通して計画的に掲載されているか質問します。

2点目、町の重要施策の必要性周知、政策形成過程の情報提供による町民意見の反映に関する内容は掲載されているか質問します。

3点目、町が有する様々な資源（町民・自然・文化など）や特徴的な施策などを町内外に発信されているか質問します。

4点目、広報きほくは、鬼北町ホームページ、回覧、ポスター・チラシなどの広報媒体と相互に連携、補完できているか質問します。

5点目、広報きほくの作成を全庁で取り組むため、各課の職員からなる広報編集委員会などを設置する考えはないか質問します。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の広報きほくについての御質問にお答えをいたします。

1点目の各課の町政情報、行政サービスは、年間を通して計画的に掲載されている

かとの御質問であります。各課の町政情報、行政サービス情報は、随時各課が掲載原稿を担当課に提出し、適宜広報誌に掲載をしているところであります。

御質問中の計画的に掲載されているかという点についてであります。新しい補助制度の情報であったり、新しいサービス情報については、適宜掲載しているところであり、今後も順次掲載してまいりたいと考えております。また、計画的な掲載についても、紙面の関係上、どれぐらいのスペースが取れるかなどを再検討し、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の町の重要施策の必要性周知、政策形成過程の情報提供による住民意見の反映に関する内容は掲載されているかとの御質問であります。町の重要施策には、最上位計画の長期総合計画のほか、各課で策定する様々な計画があり、それに基づき各種施策を展開しているところであります。計画の形成過程においては、パブリックコメントの実施など、広範囲に町民の意見を聴取し、計画策定に反映させていただいております。いただいた御意見等については、ホームページにおいてのみ掲載している状況であり、広報誌等においては、紙面の関係上、掲載していないのが現状であります。

今後においては、様々な御意見をいただく中で、広報等においても、貴重な御意見等については抜粋し、掲載するなど、その掲載方法について、検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の町が有する様々な資源（町民・自然・文化など）ですが、この資源や特徴的な施策などを町内外に発信されているかとの御質問であります。広報誌のページ構成として、PICK UP、まちのお知らせ、まちのアルバム、暮らしのお知らせ、文化の広場、イベント情報、町民の紹介、まちのニュースなど、様々なカテゴリーで情報を掲載しております。その中で、議員御質問の町が有する様々な資源や施策などについても、町内外に紹介できているものと考えております。

今後も、町民の方々からの御意見、アイデア、御提言を受けながら、町民の皆様が必要とされる情報を的確に掲載するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の広報きほくは、町ホームページ、回覧、ポスター・チラシなどの広報媒体と相互に連携、補完できているかとの御質問であります。広報きほくについては、月末に町民の皆様のお手元に届くよう発送しているところであります。また、回覧については、月2回、ホームページについては随時更新、ポスター・チラシ等については随時掲載など、媒体によって期間、お知らせの時期が違っており、同時期での周知は困難であります。それぞれの広報媒体の特徴を生かして、相互に補完し、連

携できているものと考えております。

しかしながら、ホームページに掲載している記事を誰もが容易に閲覧することは困難でありますので、議員言われるように、広報誌の役割は、町民の町政への参加及び参画を促進し、町政に対する理解を深める趣旨があり、町民の皆様に、情報をよりの確に伝える手段として、今後も相互の媒体の連携をしてまいりたいと考えております。

最後に、5点目の各課の職員で構成された広報編集委員会等を設置して、広報きほくの作成を庁舎内の全庁で取り組む考えはないかとの御質問であります。広報きほくの編集は、議員のお示しされた規則に基づき、現在、企画振興課で行っております。これまで各課の職員で構成された広報編集委員会を設置して、広報きほくの作成をしてこなかった1つの理由としては、議員も御承知のとおり、各課の職員は、それぞれの課で日々の業務に追われており、毎月編集委員会を数回開催するとなると、日々の業務がおろそかになったり、職員に負担を与えることになるからではないかと考えております。

しかしながら、議員の言われるように、場合によっては、広報誌の枠組みであったり、情報の刷新であったり、情報の共有の観点からも、各課の職員を招集し、委員会を設置して内容を協議することも、広報誌の在り方を検討する上では、確かに有効な手段だと思えます。編集については、規則にのっとり担当課のほうで行いますが、広報誌については、各関係課長、担当者とも協議をしながら、今後対応させていただきたいと考えております。

今回いただきました御質問の件につきましては、大変貴重な意見と承り、各課に周知し、適宜新しい情報、必要な情報の提供への周知徹底を図り、よりの確に町民の皆様に情報をお伝えできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは質問1、(3)について質問はありますか。

○4番(中山定則君)

(3)の答弁で、町が有する様々な資源の件で、町民から意見をいただいているというように答弁があったかと思うんですが、広報誌で町民から写真がありますかとかは見ただことはあるんですが、広報誌において、そういう情報を出していただくような形の記事は見たことがないんですが、町民からいただくというものの確認が1点と、町側としても内部組織でよく検討をして、広報に出していくというようなことができないのかどうかについて再度伺います。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長から答弁をします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

町民からの意見というものは、以前に町の役場職員が知らない地域の情報等を回覧等でありませんかというふうなことで御照会をかけたときがあります。そういった地域の情報、新しい観光施設であったり、イベントであったり、そういった文化であったり、そういったものの情報の提供をいただきたいということでやっておりますので、これまでそういった情報を広報誌に載せたことはございませんけども、今回御質問を受けた中で、そういった情報も受けながら、広報誌に紹介をしていったらどうでしょうというふうな検討を今後やっていきたいということで、今回の答弁となったということでございます。

以上です。

○議長(芝 照雄君)

中山議員、再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

後段の部分、庁内組織で検討をして、広報誌に出そうという考えはないか、再度伺います。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長から答弁をします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

今の御質問は、先ほど5点目の中でも町長のほうの答弁にございましたように、編集委員会を設定するつもりはないかというふうなことで、町長の答弁がありましたけ

ども、その中で、各課の職員、今回編集委員会を設定しておりませんが、そういった職員を一堂に会して集まっていただいて、あらゆる情報があれば、そういったものも載せていく必要があるかというふうなことで考えておりますので、今後、そういった各課の職員と検討しながら、そういった構成も進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

先ほどの答弁で、相互に連携・補完はできているという答弁であったかと思いますが、補完の仕方として、広報きほくに載せて、詳細については、町のホームページを見てくださいとかいうような記事は見かけていません。

それと、回覧で、補助金の交付申請はよく見るんですが、広報きほくに、年度当初にこの補助申請のことについては、出ていないような気がしますので、回覧は見た後でということが、コピーを取らない限りなかなか各個人できないので、そういうことで両方に出す、あるいは先に言いましたように、詳細はホームページということで、その辺はできていないんじゃないかということで再度質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長に答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず、ホームページにそういった情報を記載する必要があるのでは、回覧情報ということでございますけども、先ほど町長の答弁にもございましたように、なかなか議員のように、ホームページを常に見られる環境にない方も当然あるわけでございます。そういった意味で、広報媒体でまずはお知らせをして、確かにホームページで紹介するというのも必要と考えますので、今後は、そういった広報媒体で広報したもののについても、ホームページで掲載するというふうな方針でやらせていただいたらというふうに思います。

あと補助申請という関係を広報媒体でやるというのは、ホームページでは見てないということなんですけども、当然補助申請につきましては、その都度、補正であったり、そういったところで上がる事業がございますので、それにつきましては、広報媒体で随時お知らせをさせていただいております。ただ、全ての補助事業を載せるというふうなことにしましては、紙面の関係上、なかなかできないわけがございますので、随時そういったものについては、広報媒体で掲載していきたいと考えております。

あわせて、ホームページのほうは、補助事業については、随時各課の情報というところを見ていただいたら、その補助事業のところに飛ぶようになっておりますので、また、そこら辺については、随時お知らせをしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

鬼北町ホームページは、スマホでも見れるので、スマホの普及率から考えて、かなりの方が見ようと思えば、鬼北町ホームページを見れます。そういうこと、見れない方もおられますけど、今の状況ですと、鬼北町ホームページは、大多数の方が、7割以上じゃないかと思うんですが、大多数の方が見られると思いますので、その辺への誘導について、広報きほくで、今の答弁に併せてお願いを再度いたします。お願いというか、広報きほくにおいて、ホームページへの誘導について、再度できないか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

大変貴重な御意見でございますので、双方そういった方向で取り組みをさせていただいたらというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問ありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問1、(5)について再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

広報編集委員会などの組織の設置はしないという答弁だったかと思うんですが、その理由として日々の業務が忙しい、毎月そういう会議はなかなか持てないというような答弁だったかと思うんですが、毎月でなくてもいいんですが、ぜひとも、そういう組織づくりはしていただけないかということと、そういうことが職員一人ひとりが広報の重要性を認識する機会になると思います。広報は、企画振興が作る、編集はするという規則になってますが、全ての施策については、法、規則を読み上げましたが、そういうことで、町が事業を展開するに当たって、広報はとても重要なことでありますので、再度、年度計画、先ほど1、2番に質問しましたが、計画的な掲載をするためにも、ぜひとも年度前の2月、3月に1回、中に1回、最後に1回とか、そういう形でもいいんですが、開催されたらどうかと思います。このことについて再度町長に伺います。

○町長(兵頭誠亀君)

私のほうから、一番最初に第5の質問で、広報委員会については、予定がないんじゃないかと言われましたけども、これまでできなかった理由を述べただけの話であって、今後につきましては、そういうふうなところも貴重な御意見と賜って、その方向の委員会というものも必要なんじゃないかなということをお願いしたわけでございます。

それと、私思いますのは、議員さんの質問の中の(3)に、特徴的な施策というふうな表現があったんですよ。この特徴的な施策というのを、これは中山議員さんの私的な主観で、特徴的というふうに言われとると思うんです。今回この広報委員会をやった場合も、どうしてもそれぞれの各課担当課においては、それぞれの自分の思いを持った施策というものをこれが一番載せてもらいたいんじゃないかというふうな手を挙げて、こういうものを広報していきたいというふうな気持ちを持ったような委員会ができることというのは、私は賛成でありますので。

私、これに賛成したのは、もう一つ理由がありまして、やはり4年間、首長をしていますと、いろんな方からこの広報きほくにおいても意見がありまして、例えば一番最後のページに、家族のリレーがありますけども、それについて、あれは大変見ごたえがあるというか、興味があるというふうなことを言われるんですけども、ただ、高齢者の方は、今のリレーが若い方が多いものですから、それ以外に少しお年を召された方で頑張っていられる方、そんな方も随時やっていったらどうか、そういうふ

うなものもテーマを採ってページを割いてもろうたらどうやろかというような御意見があったり、それから、今の施設はこういうふうな状況になつとる。古い施設が今使われてないけど、こういう状況だとか、風景とかいうものを町外の人にどんどん見せるような広報でもあってもいいんじゃないかなというふうな御意見をいただいたり、様々な御意見があつて、それを企画振興課の担当にも私からトップダウンで話すんですけども、なかなか先ほど言った枠があつてできない部分もある。じれったい部分もあつて思うんですけども、それを委員会として協議をしながら、よりいいものを作っていくという考え方については、賛成でありますので、委員会という名前がこれにならんかもしれないけども、今ほど議員が言われたような状況というものは、少しでも近づけたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

町長言われるように、編集委員会をお願いというか、組織されたらと思ひますが、最後に言われた、紙面の問題があるのではということと言われましたが、紙面等については、増やすとか等も検討いただいたらと思ひます。

以上です。これは答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、中山議員、質問2について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問2、J R近永駅舎改築について。

5月27日の議員の全員協議会で、理事者から、J R近永駅整備計画についての事前説明がありました。現在平家である駅舎を高校生や地域住民の憩いの場や活性化の拠点としての機能を果たすためのスペース及び学生寮を確保するため、2階建てとする計画であるとの説明があり、議員からは、学生寮を駅舎内に設けることに疑問や反対の意見が出ました。

8月4日の議員の全員協議会では、12月議会にレトロな平家建てでの改築を提案する予定であるとの説明がありました。

それで、12月定例の議会提案に向けて、J R近永駅整備計画の見直しについて、関係機関との協議、調整など、どのように行っていく考えであるか質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目のJR近永駅舎改築についての御質問にお答えをいたします。

御質問のJR近永駅整備計画の見直しについて、関係機関との協議、調整など、どのように行っていく考えであるかという点についてであります。これまでの経緯について、まず御説明をしておきます。

近永駅舎の改築設計については、5月31日に全員協議会が開かれた折、近永駅舎の改築に伴う設計について協議いただき、まとめられた意見に基づいて検討した結果、6月議会に提案予定であった、近永駅改築に係る工事請負費の予算計上を見送り、その後、6月4日、8月4日にも経過報告をし、議員の皆様から御意見をいただいたところであります。

御指摘のありました、イメージ段階における2階部分への北宇和高校生を対象とした寮の設置は、別の場所で検討するべきではないかとか、駅舎の大きさは圧迫感があるとか、もう少しコンパクトにするべきではないかなどの御意見でありました。

それを受けまして、地域住民の皆さんや北宇和高校、行政を交えて、近永駅賑わい創出プロジェクトとして、9月からワークショップを開催し、意見の集約をすることとしております。これまで2年間にわたりワークショップを実施し、町民の皆様からいただく意見の再集約ということになりますが、これから設計を再検討していくにあたり、議員の皆様から伺った御意見と、ワークショップ等で集約した案等を照らし合わせながら、近永駅改築に向けて設計に取り組んでいきたいと考えております。

なお、これまで同様、必要時には、随時報告させていただきます。

また、6月補正予算において、建築工事関係の予算計上は見送りましたが、用地取得関係の予算については計上し、御承認いただいておりますので、取得に向けて事務を進めているところであります。現在、用地の分筆測量等も終了し、10月上旬には、土地取得の契約が成立する運びになっております。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

今の答弁では、賑わいのプロジェクトのワークショップで内容を決めていくというように取れたんですが、近永駅周辺賑わい創出プロジェクト、回覧あるいは町の

ホームページにちょうど載っているんですが、今月の25日に、テーマが近永駅設計の最終プラン、用途を考えようということで開催されるようになっております。ここに町のほうから、先ほど質問しましたレトロな平家建ての改築案を提示し、ワークショップで討論をし、9月25日、もう一回10月23日も予定されとるようですが、そこで決め、おおむね了解を得れば詳細な設計に入るといことなのかどうか。

なお、この案段階でも、JR四国さんとの詳細な協議ができているのか、その辺についても再度伺います。

それと、近永駅周辺賑わい創出ビジョン実施計画策定のためのアンケート調査、今近永地区のほうに世帯主のほうに送付されて、9月17日までに回答というアンケート、ポストに投函してくださいというような形になっておりますが、その中で、このアンケート調査では、JR近永駅の駅舎のリニューアルをはじめとしてということで、リニューアルについてのアンケートはなかったようですが、ちょうどこのリニューアルを外したというか、入れなかったか、ちょっとこの質問内容と離れたら答弁は要らないんですが、それも思いましたので再度質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

質問3つほどあったというふうに思いますけど、まずワークショップで決めるのかというふうなことでございますけど、レトロな駅舎を建てるのにワークショップで決めた方針を採用するのかということだと思っておりますけど、これまでワークショップにつきまして、過去2回行っております。その内容につきましては、近永駅の内部の改装についての議論も出ておりますし、近永駅の全体の内容も出ております。

その中で、レトロな駅舎にしてはどうかというふうな御意見をいただいた中で、昨年から設計に入りまして、レトロな駅舎というふうなことで、基本的な考え方は変わっておりません。

また、駅舎の中身につきましては、当然事務所、待合ホール、それからトイレというふうなことで、それは基本的な設計の中に入っておりますけども、今回ワークショップ等で最終的に議論をさせていただきたいのは、町民の皆様が活用して、人が集まるスペース、そういったものを作るというふうなことで計画しておりますので、そういった内容をワークショップの中で議論をしていただいで決めていくと。そしてまた、

議員の皆様から、寮はいけないけども、そういった人の集まる施設ならお店を出したり、そういった人を呼び込むものも入れてはどうかというふうな御意見もいただいておりますので、そういったものを含めながら、再検討をしていくということでございます。

あともう1点のJRとの協議はできているのかということでございますけども、先ほど土地の分筆の話を出しましたけれども、JRとのほうは、もう境界等の立会もしていただいてまして、土地の買収につきましても、ちょうど話が進んでおります。

あと現在の駅舎の解体につきましても、当然、今の現駅舎を解体して新しいものを建てるには、相当の費用がかかるしというふうなことで、現駅舎は残したまま、その横に新しいものを建てるということで、前回の全協でも御説明させていただいたとおり、そういった話の中でJR側とは進んでおります。JR側は設計ができた段階で耐震構造ができてない現の駅舎につきましても、JRのほうで解体をしていただくというふうなことで協議をさせていただいております。

最後の3点目のリニューアルのビジョンアンケートの調査中であるが、今回の駅舎のリニューアルについては、アンケートの中にはないがというふうな件、今回の質問にはないわけでございますけれども、あくまでも今回のビジョンアンケートにつきましても、近永駅周辺賑わいというふうなことのアンケートを取らせていただいておりますので、駅の分については、省かせていただいて、近永駅の周辺の賑わいをどういうふうに創出していくかというふうなこと、それを地域の住民の皆様にお聞きをしたいというふうなアンケートでございますので、その点は省いてアンケートを取っておるということで御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

JR近永駅整備計画、最初の答弁になかったような気がするのですが、整備計画の見直しをされるということと、今言われた内容で12月の定例会に提案される、工事請負費、何を提案されるかちょっと分からないんですが、提案されると、工事請負費を提案されて、年度内に完成をさせるのか。

それと、先ほどのアンケートの中の実施計画、周辺とも兼ね合いするんですが、当然兼ね合いと、賑わいのアンケートは、近永駅から1キロ範囲のことの賑わいということで、先ほど振興課長言われたアンケートなので、直接駅舎の改修とは、直接にはなってないのですが、この実施計画をつくるのにあたっては、当然近永駅のことも含

まれてくると思うんですが、その辺の今回採るアンケートとの関係について、これも質問内容と違うと言われたら答弁は要らないんですが、以上3点、質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

近永駅の整備計画等についても、今回そういったもので手直しをしていくということで御理解をいただいたらと思いますし、工事請負費を計上するのかということでございますけども、12月の補正には、工事請負費を計上させていただきます。完成につきましては、繰越事業とさせていただきますので、来年、令和4年度完成ということで進めさせていただきたいというふうに考えております。

もう1点、アンケートの件でございますけども、先ほども答弁させていただきましたように、当然リニューアルの駅を中心とした近永駅賑わい創出事業のアンケートを取らせていただいておりますので、アンケートの中身にリニューアルがないじゃないかということもございますけども、近永駅を中心として駅をどういうふうに活用して、町なかの再生をしていくかというふうなアンケートを取らせていただいておりますので、具体的にないと言われればないんですけども、今回のアンケートは、アルコール工場の跡地から近永駅の町の商店街の中そういった付近を含めた町の再生をどうやっていくのか、主要地域の住民の皆様で考えてみませんかというふうなアンケートでございますので、御理解、そういったことで採っているアンケートということで御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問ありますか。

○4番（中山定則君）

今ほどの答弁で、12月議会に工事請負費を計上し、繰り越す予定と言われましたが、繰り越すのであれば、来年度当初に予算、十分年度内に内容を煮詰められて、来年度当初計上されたらどうかと思うんですが、その辺について答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

その施策についてアンケート等の町民の方々の御意見を伺うという作業も含めまして、予算の執行権限のほうは私にありますので、今どのタイミングで出すかということについては、私のほうで決めさせていただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問ありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問3について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問3、避難情報等について。

令和3年5月20日から変更された避難情報について、広報きほく、鬼北町ホームページで周知されていますが、5点質問します。

1点目、気象庁、県等が発表する大雨警報、洪水警報等は警戒レベル3相当情報となっていますが、大雨警報、洪水警報等が発表された場合、鬼北町は、警戒レベル3を発令する考えであるか質問します。

2点目、鬼北町は警戒レベル3以上を発令した場合、どのように周知するのか質問します。

3点目、愛媛県ホームページに掲載されている土砂災害警戒情報についてのQ&Aに、「土砂災害警戒情報とは、大雨警報の発令後、大雨による土砂災害発生危険が高まったときに、市町長が避難勧告等が発令する際の判断や住民の避難行動の参考となるよう、市町ごとに県と松山气象台が共同発表する情報です。」と書いてあります。

その情報の伝達については、「テレビやラジオを通じて伝達されるとともに、県内配信対象市町では、緊急速報メールで土砂災害警戒情報が発表された市町内にある携帯電話に発信されます。また、市町の防災無線や広報を通じても伝達されます。なお、パソコンをお持ちの方は、県や気象庁のホームページからもご覧になれます。」と記載されています。

鬼北町は、土砂災害警戒情報が発令された場合、避難指示発令の判断材料としてどのように活用していく考えであるか。また、この情報の伝達は、どのように行う考えであるか質問します。

4点目、鬼北町は、警戒レベル3、警戒レベル4などの避難情報を発令した際には、指定避難所の開設を予定しているとのことですが、指定避難所の開設について、防災行政放送以外で鬼北町ホームページでも周知する考えはないか質問します。

5点目、鬼北町に大雨警報、洪水警報等が発令された場合は、鬼北町ホームページで、道路等の災害の状況をその都度掲載する考えはないか質問します。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第3番目の避難情報等についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の気象庁、県等が発表する大雨警報、洪水警報等は警戒レベル3相当情報となっているが、大雨警報、洪水警報等が発表された場合、鬼北町は、警戒レベル3を発令する考えであるかとの御質問ですが、警戒レベル3等の避難情報の発令につきましては、内閣府が示しているガイドラインに従って発令を判断することとしております。気象庁から大雨警報、洪水警報等の気象警報が発表された場合、町のほうで雨の状況や今後の雨の予報、日没時間等を総合的に勘案して「警戒レベル3：高齢者等避難」を発令するかどうかを判断しております。

大雨警報が発表されても、雨が降ることもあれば、雨が全く降っていない状況の場合もありますし、したがって、気象情報が発表されたからといって、直ちに「警戒レベル3：高齢者等避難」を発令するとも限りませんし、逆に注意報の段階でも、夜間から明け方にかけて大雨が予報されている場合は、夕方うちに「警戒レベル3：高齢者等避難」を発令することも必要であると考えております。

次に、2点目の鬼北町は警戒レベル3以上の発令をした場合、どのように周知するかとの御質問ですが、まず、防災行政無線と告知放送でお知らせした上で、愛媛県災害情報システムに入力しております。このシステムに入力しますと、Lアラートと呼ばれる情報網を通じて、各メディアに自動的に伝達され、テレビ・ラジオやインターネットで周知される仕組みとなっております。また、今後は町ホームページにも掲載する予定としております。

次に、3点目の土砂災害警戒情報が出された場合、避難指示発令の判断材料としてどのように活用していく考えであるか。また、この情報の伝達は、どのように行う考えであるかとの御質問ですが、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報と呼ばれるもので、町が発令する「警戒レベル4：避難指示」の発令の判断材料となるものであります。土砂災害警戒情報が発表された場合、累積雨量、今後の雨の予報、日没時間等を総合的に勘案して、「警戒レベル4：避難指示」を発令するかどうかを判断しております。

情報の伝達につきましては、2番目の質問でお答えしました、警戒レベル3のとき

の周知方法と同じく、防災行政無線、告知放送、愛媛県災害情報システムを介した各メディアでの周知に加えまして、緊急速報メールで町内にある携帯電話へ配信するとともに、町ホームページに掲載することも予定しております。また、今年度から、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合には、愛媛県による緊急速報メールでの周知が開始されております。

次に、4点目の指定避難所の開設について、防災行政無線以外に鬼北町ホームページでも周知する考えはないかとの御質問ですが、先ほどの警戒レベルの周知と同じく、防災行政無線・告知放送、愛媛県災害情報システムを介した各メディアでの周知のほか、町ホームページへの掲載も予定しております。

次に、5点目の警報が発令された場合、ホームページで、道路等の災害の状況をその都度掲載する考えはないかとの御質問ですが、道路への倒木や落石などは速やかに現場で撤去等を行います。通行止め等が必要な場合には、防災行政無線・告知放送等でお知らせをしております。また、通行止めが長期間にわたる場合には、ホームページにも掲載しております。

以上で、中山定則議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

1番目の質問で、警戒レベル3の場合、内閣府の基準によりということと言われたかと思うんですが、内閣府のホームページでちょっと調べたところでは、暴風や日没の時刻、堤防、樋門等の施設に関する情報なども参考に総合的に避難指示等の発令を市町村は判断するとなっております。細かい内閣府の雨量とか、そういう基準があるのかどうか、再度伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

レベル3の発令基準について、国のほうで細かい基準があるのかという御質問かと思いますが、先ほどの町長の答弁にもありましたように、このレベル3の発令の権限は市町にあります。どういう状況で発令するかにつきましては、今議員言われましたとおり、状況を総合的に勘案して発令するかどうか判断しております。

具体的には、災害対策本部の本部員が集まって、これは出すべきなのか、出さなくてもいいのかというのを判断しておるわけですが、その材料としましては、雨の現状の降り方、それから今後の予報、これは気象庁のホームページ等で雨雲の動き、今後の雨の見込み等が見れますので、それらを参考にしております。

あと气象台とのホットラインという直接予報官と話をする電話ができますので、そういったことで情報を得て、総合的に判断をしております。具体的に何ミリになったら出すとかいったような雨量の基準等は、国のほうでも定められてはおりません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

町で発令するというところで、町としては、災害対策本部等で検討をしてということなんですが、町として内閣府からの方向、内閣府の指導等を参考に町としての発令基準をつくる考えがあるかどうかと、近隣市町との連絡はされているのか、この2点、再度伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

発令の基準につきましてですが、これにつきましては、作成をしております。国の制度が変わるたびにそこは改正をしていくわけなんですけど、今回、今年の5月に避難勧告がなくなって、避難指示一本になったというようなときに、また、新たな基準としております。今回、熱海の土砂崩れの後にも一部改正をしております。

先ほど基準がと言われたんですけども、大雨警報が出る基準というのは、各市町ごとによって气象台のほうで定められております。ただし、レベル3を出す基準の雨量というのは、ございません。そこはあくまでも各市町の判断ということになります。

それから、近隣の市町との連携というお話があったんですけども、近隣市町、その市町ごとに大雨警報が出る基準の雨量というのが違います。ですから、この近隣で言いますと、宇和島市は、基準値が非常に低いので、警報が出やすいと。でも同じような降り方でも鬼北町では出ない。松野町はその基準がさらに高いので、鬼北町に警報が出ても松野町には出ないということが多々あります。

ですから、町内の状況を判断して、総合的に避難情報を出すかどうかは判断をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3、（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3、（4）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3、（5）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

先ほどの答弁で道路の通行止めとか、防災放送、告知放送でされているということなんですが、8月もずっと警報が出て、今年の8月も警報が出て、8月11日から後、警報が出ていた期間があったと思うんですが、それこそメディアでは、鬼北町に災害がなかったような感じだったわけなんですが、そういうふうな情報ですね、大雨警報が出て、ちょっと道路等の災害の情報、その都度と書いてあるんですが、そういう警報が今回の8月に長く出ていて、鬼北町どこも被害がなかったのかなというような感じで私は感じたので、あえてここにそういう今回の大雨警報が出たらホームページで載せていただけるということなので、ホームページにあえて現在の状況とか、道路、河川、あるいは特に被害がないならないと。農地は後で分かるかもしれませんが、そういうライフライン等の情報について、警報が出されて、ホームページに掲載された

段階でその件についても載せられないかということで、5番の質問はしたつもりなんですが、再度答弁をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

被害の状況について、ホームページに載せられないかということなんですけども、今回8月の大雨では、通行止め等の大きな被害はございませんでした。答弁でもありましたように、落石、倒木等ありましたら、直ちに現場へ行って、その場でのけてしまいますので、それがホームページに載せている間にもう撤去されてしまうというようなことが多々ございます。

そういった細かいものについては、ホームページに載せる予定はございません。大きなもの、通行止めであったり、孤立集落ができたりというような場合は、当然ホームページにも載せますし、県のシステムに入力することでマスコミにも伝わりますので、マスコミからも報道があるというようなことになります。

結果として、災害がなかったかどうかをホームページに載せるかどうかは、また今後、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

以上で中山議員の質問を終わります。

次に、9番、程内覚議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

程内議員、質問1について質問をしてください。

○9番（程内 覚君）

9番、程内覚です。

先に質問を通告をしておりました4件について、一般質問をいたします。

まず、はじめに、鬼のモニュメント列車も走り出しまして、明るい話題のある鬼北町に衝撃が走りましたが、官製談合防止法違反の容疑で逮捕されていた職員が、あわせて収賄及び官製談合防止法違反の容疑で再逮捕された事件について伺います。

冒頭、町長の開会挨拶でありましたが、改めて、1として、町長の所見を伺います。

2、事件を受けて、どのような再発防止策を考えておられるのかお伺いをします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覚議員の第1番目の町職員の不祥事についての御質問にお答えをいたします。

招集挨拶でも申し上げましたように、町職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないわけであります。

今回、農林課係長の職にあった者が、収賄容疑等で逮捕・起訴されるという不祥事の発生は、行政の責任者としての責任を痛感するものであります。

今後は、二度とこのような不祥事が生じることのないよう、綱紀肅正、服務規律の徹底を図り、町民の負託にこたえるべく、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

2点目の事件を受けてどのような再発防止策を考えているのかとの御質問についてですが、今回の事件を受け、鬼北町官製談合再発防止対策検討委員会を設置し、原因の究明と再発防止対策の取りまとめをするよう命じております。

また、今回のような事件が二度と起こらないようにするには、職員一人ひとりの公務員としての自覚、コンプライアンス意識の向上、厳正な服務規律の確保が、最も重要であると認識しているところでありまして、現在、鬼北町職員倫理規定、鬼北町官製談合防止マニュアル、鬼北町不当行為等対応マニュアルの策定・整備を進めるとともに、入札談合等関与行為防止法に関する基本的な知識を習得するため、公正取引委員会が公開しております動画による研修を実施しているところであります。

今後におきましても、全職員を対象として、公務員倫理など必要な研修を定期的な実施してまいりたいと考えております。

次に、入札制度につきましては、これまで国の入札制度に準じて予定価格を事後公表としておりましたが、今回の事件を受け、鬼北町入札制度見直し検討委員会を設置し、予定価格の事前公表等を中心に、入札制度の見直しについて検討したところであります。

この予定価格の事前公表については、入札の透明性の確保、予定価格漏えい等の不正行為の防止などに効果があると認識いたしております。その一方で、予定価格の事

前公表については、競争力の低下、落札率の高止まり、談合の助長などの弊害があるとの指摘もありますが、工事内訳書の提出を求め、内容を確認することによって、公平、公正で、透明性を確保した入札を執行すべく、建設工事等については、10月1日以降に入札公告、入札通知を行う案件から、予定価格の事前公表を実施したいと考えております。

また、電子入札につきましても、来年4月から導入に向けて、今回の補正予算に関連予算を計上いたしております。

今回の事案のような不祥事を未然に防止するためには、何といたっても職員一人ひとりに公務員としての自覚を促し、平素から厳正な服務規律の確保に努めることが肝要であります。

特に、職務上の利害関係のある業者等との会食、遊戯、贈答品等の收受、その他町民の疑惑を招くような行為は厳に慎み、関係業者等から不適切な接触等があった場合には、厳正な態度で臨むとともに、直ちに上司に報告すること等を徹底して遵守させることによって、全職員一丸となって再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で、程内覺議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問1の1について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

答弁いただきましたが、彼が旧日吉村出身ということで、日吉の地域の方々から、多くの方々から嘆願の思いも強いとよく聞いておりますが、その点について、町長のお考えを聞かせてください。

○町長（兵頭誠亀君）

そういうふうな情報をいただきましておったのでありますけれども、その後、嘆願書についてそれを代表者の方が役場のほうにお見えになって、その嘆願書について提出をさせていただきたいというお話があったわけでありまして、その内容については、収賄の容疑で逮捕される前の状況でありまして、その中身について、それから後に、再逮捕があった後に、この嘆願書そのものについて町長にお渡しすることについては、正式には差し控えさせていただきたいというふうなことがありましたので、私としては正式には受け取ったことにはなっておりません。

それと、ただ、その分を拝見しますと、日吉の方、また町外の方、それから県外の方の名前がありまして、それについては、これほどやはりこれまでの功績というものについては、私自身も改めて認識をしたところでありまして、

ただ一方で、その再逮捕以降、これから先、その嘆願書のお世話役の方からの御意見として、嘆願書について中身が少し変わってきとるといふか、嘆願する要旨が変わってきとるといふことで差し控えるけれども、ただ、そのような思いというものは、ぜひとも本人が町長に会いに来たときに、その思いというものは伝えてほしいといふようなことがありましたので、先日、保釈された折に謝罪に来ましたので、そのときにその旨を伝えたとおこころでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

再発防止の観点から、入札制度の改革もされるということをお伺いをしました。一部の職種によっては、長年同じところの勤務という職員もおられると思いますが、その弊害もあると考えております。県あたりは3年で職場を変えられるという話も聞いておりますが、長年同じ職場がいいのかどうか、変わったほうがいいのかどうか、その辺について町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長のほうから答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

今ほどの答弁にお答えします。

程内議員がおっしゃられるように、確かに県あたりでは3年に1回とかいう人事異動がされておりますけれども、鬼北町の場合には、職員数も限られております。また、技術職というのは、特に一般の事務とは違う知識が必要であるということ、どうしても長くなるというのは、否めないところであります。技術職の職場として農林課でありますとか、建設課でありますとか、水道とか、いろいろありますけれども、それぞれのやっぱりそれぞれなりのまた知識が違うということ、長期に固定せざるを得ない部分がありますけれども、今言われたようなことも御意見として伺いまして、できるだけ異動については、早めに行けるような形で、今後検討したいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

職員の皆さんは、守秘義務等を厳守しなければならないことも多くあると考えますが、研修とか、指導とか、公務員倫理、コンプライアンスの徹底は図られておるとは思いますが、そういったどのような方法でされているのか、また、年度内の任用職員についても、同じようなそういう指導、研修をされているのかをお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

職員の研修につきましては、今回鬼北町倫理規定というのを設けまして、職員にコンプライアンスの遵守等も含めて徹底をしております。

これまでも様々な研修を実施してまいりました。鬼北町不当行為等対応マニュアルというのがございまして、こういった不当行為への研修、これにつきましても、係長級以上の職員で新規の職員を研修したりとか、また、新規採用職員につきましては、公務員倫理全体を通した研修を実施しているところでございます。

また、入札談合関与防止法に係る研修につきましても、今回一般職員全員を対象に研修を実施したところでございますし、改めて、公正取引委員会から講師を招き、職員研修も実施するところでございます。

こういった研修は、今回の事件があったから実施するというのではなく、今後、定期的にも実施をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただけたらと思います。

○9番（程内 覺君）

パソコン等によって外部へ個人情報が出るといったようなことを新聞等で見たりするんですが、そういうことに関しては、強くセキュリティといったようなものは發揮できるようになってますかお伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をします。

○総務財政課長（高田達也君）

職員が事務に使っておりますパソコンにつきましては、情報系と執務系等々ございますが、各情報をそのパソコンから個人のパソコンデータ等に取り込むことは、原則

として基本的にできないシステムになっております。もし、必要な場合は、危機管理課のほうを通じてデータの収受をする必要がございます。また、これにつきましても、記録等を残しておりますので、基本的に職務データが個人パソコン、個人のその他のパソコン等に流出することは、基本的にございません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1の2について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

質問2、児童生徒の通学路確認について。

飲酒運転による痛ましい交通事故により、尊い命が奪われました。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問の途中ですが、質問1の2について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2について質問してください。

○9番（程内 覺君）

失礼しました。改めて質問2を行います。

児童生徒の通学路確認について。

飲酒運転による痛ましい交通事故により、尊い命が奪われました。被害を受けられた御家族の皆様の悲しみは、いかばかりかと思えます。

町内でもいつ起こるか分からない交通事故について、子どもたちが安心・安全に通学できるように、以下のことについて伺います。

1、町内各校区の安全確認はできているのか伺います。

2、広見川沿いにありますバス停留所の中で、三島診療所前のバス停は、三島小学校の児童が下校時に利用しています。設置場所が地上から高く危険なところにある上、支えの鉄骨も腐食している場所が多く見受けられますし、転落防止柵もゆらゆらして安全とは思いません。改善する必要はありませんかお伺いをします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、程内覺議員の第2番目の児童生徒の通学路確認についての御質問のうち、1点目の町内各校区の安全確認はできているかとの御質問にお答えいたします。

当町におきましては、例年8月から10月頃に町内の各小学校を対象とした、合同通学路点検におきまして、校区通学路の安全確認を実施しております。本年も8月30日に、宇和島警察署生活安全課・交通課、鬼北交番、南予地方局建設部、鬼北町建設課、町教育委員会の各担当者、スクールガードリーダー、各小学校校長・教頭等に御参加いただきまして、通学路の合同点検を実施いたしました。

合同点検での危険箇所につきましては、前年度から継続となっている箇所に加え、当年度新たに各学校が認識した箇所について現地確認を行い、対応等について検討を行いました。

令和3年度におきましては、前年度からの継続となっている21か所、新規の6か所、合計27か所の確認と対応策の協議を行いました。具体的には、樹木の枝などが通学路にはみ出しているもの、家屋の老朽化により一部倒壊が危惧されるもの、雨天時に小石などが崩れてくるものなど、改善等を所有者個人にお願いするものが多い現状であり、継続案件となりやすいものであります。また、道路の規制線や標識等につきましては、県や警察機関に対策を要望しておりますが、対応に時間がかかるものがあります。

中学校の通学路につきましては、各小学校の通学路と基本的に重なっており、合同通学路点検時に併せて確認、検討を行っております。

日頃から、学校と教育委員会が危険箇所等の情報共有を図り、随時、対応しているところではありますが、今後とも、関係機関等と連携をより密にして、通学路の安全を確保する取組を継続してまいりたいと考えております。

次に、2点目の三島診療所前のバス停付近の歩道についての御質問であります。当該箇所につきましては、国道の歩道として整備されたものであり、維持管理につきましては、愛媛県南予地方局が所管しております。町のほうで現地を確認し、南予地方局に連絡をしたところ、状況を精査し、対応を検討するとの回答でございました。

以上で、程内覺議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問2の1番目の再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2の2番目の質問に再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

三島診療所前のバス停については、大変柵もゆらゆらしたり、鉄骨が離ればなれになった場所があったりと、危険であります。それと、国道320号線ができて30年、40年たつと思うんですが、ほとんどがそのときに建てられたバス停だと思うんですが、順次改良はされておると思うんですが、あまりバス停としてふさわしくない場所とか、今、電動四輪車で住民の方がバスを利用される場合も置き場所がないといったような不便さもあるようなんですが、順次もう30年、40年もたったバス停をいつまでも置くんでなしに、やはり毎年1か所でもいい、ぼちぼちでもいいので、やはり順次改良していくことを、地方局が管理をされておるんであれば、やはり町のほうから地方局のほうにも要望として年に数か所、1か所ぐらいずつでもやはり改良して、より利便性の高いバス停として改良する必要があると思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○教育長（松浦秀樹君）

程内議員のおっしゃるとおりでございます。所管の南予地方局のほうに、町の関係各課と相談しながら、どういった方法で陳情していけばいいかということについて検討して、お願いをしまいたいと考えておるところでございますので、御理解いただいたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

それと、もう1点、通学路の中で住民不在の住宅があったりして、行きは右側通行なので右側を通過して子どもたちは通学する。下校時は、また反対の道を右側通行で下校するといったような状況の中で、住民不在のブロック塀があったり、もう枯松でいつ倒れてくるか分からないような住居が見受けられます。やはりもう少しその辺も点検されて、本当に安全かどうかということブロック塀で下敷きになって死亡事故が起きた件もあります。そういったことで、高さが2メートルはなくて、1メートル四、五十なんです、それでもやはり何かの折にも壊れかけたブロックは、やはりかやると思うので、所有者が分からない、いないといったような物件については、どのよう

なことで撤去できるのか、あるいは改修できるのか、その辺についてお伺いをします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長のほうから答弁させます。

○教育課長（谷口浩司君）

今ほどの御質問に対してお答えをいたします。

令和2年度におきまして、まだ先ほど言いました令和3年度につきましては、今8月30日に合同点検をしていただいて、それを今精査している状況でありまして、昨年度の状況において答弁させていただきますが、各学校からの新規の事業、新規のものと継続してあるもの、合計で24か所ございました。その中で、今言ったような形の議員御指摘の所有者が不明のもの等々の家屋とあと土地、枯れている花木についての御指摘はございませんでした。

個人所有のものについては、その所有者を割り出しまして、それぞれお願いをさせていただいているという状況であります。今御指摘していただいたような案件が生じましたら、また、うちのほうで関係機関と協力し合いまして、所有者等を、あと相続関係も調べさせていただいて対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

要望がなかったということですが、それは、ように見てないんじゃないかなと思います。通学路に対して。やっぱりもう少し本当に子どもたちの立場に立って、本当に安全かどうかということも再度確認をしてほしいと思いますが、先の飲酒運転事故を受けて、国のほうから早急に通学路を点検するように首相が言われていたように思いますが、その発言を受けて何か町の教育委員会あたりには変わったことはございませんかお尋ねいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

変わったことというのは。

○9番（程内 覺君）

何かそういう通学路に対してこうすべきだ、ああすべきだといったような改良点とか、何か通達とかはありますか。

○教育長（松浦秀樹君）

緊急に通学路のほうの点検をするようにということが、実は、8月30日のうちの合同点検の前に来ましたので、その合同点検に併せて丁寧に対応させていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

分かりました。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問2については、終了します。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

程内議員、質問3について質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

質問3、新型コロナウイルス関連について。

町内の新型コロナウイルス対策について下記のことを伺います。

1、町内の12歳以上のワクチン接種状況はどのようになっているのか伺います。

2、町内でも数名の感染者の発表がありました。感染した場合のマニュアル等は住民に周知されているのかを伺います。

3、感染による誹謗中傷などは起こっていないか伺います。

4、新型コロナウイルス感染症による休業などの傷病手当金について伺います。

以上。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第3番目の新型コロナウイルス関連についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町内の12歳以上のワクチン接種状況はどのようになっているのかとの御質問ですが、9月13日現在で、2回目のワクチン接種が完了している人の割合は、65歳以上の高齢者の方が93.6%、その他の方が72.5%、全体で83.9%となっております。なお、最終的には、10月8日に、現在申込みされている方の接種が完了する見込みでありまして、最終の見込み接種率は、65歳以上の高齢者が94%、その他の方が75%、全体で88%を見込んでいます。

次に、2点目の町内でも数名の感染者の発表がありました。感染した場合のマニュアル等は住民に周知されているのかとの御質問であります。感染者が出た場合には、都道府県知事は、法に基づき感染症の発症を予防し、または感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため調査し、個人情報に配慮しながら公表することとなっております。県に確認いたしましたところ、感染者が発生した場合は、個々によって対応方法が異なることから、マニュアルはなく、感染者や濃厚接触者に対して、医療機関や宿泊療養施設においては、医療従事者が健康観察を行う一方で、自宅療養の方については、保健所の職員が、日々電話で健康観察を行い、感染者の対応をしているところであります。

感染者が出た場合の対応については、法に基づいて、全て県の権限で行っており、現在のところは、町のほうがマニュアル等を作成し、配布・周知する連携システムにはなっておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の感染による誹謗中傷などは起こっていないかとの御質問ですが、赤松俊二議員の御質問でもお答えいたしましたように、現在のところ、感染者等に対する差別、直接的な誹謗中傷等があった事例は、把握しておりません。

最後に、4点目の新型コロナウイルス感染症による休業などの傷病手当金についての御質問ですが、御案内のとおり、令和2年4月30日付で、国民健康保険条例の一部を改正し、国民健康保険法第58条第2項の規定に基づく、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めたところであります。

その概要を申し上げますと、給与等を受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、当該感染が疑われるときで、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した

日から労務ができない期間のうち、就労に就くことを予定していた日について、傷病手当金が支給されることになっております。

また、傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の収入合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額が支給されます。

国民健康保険法に規定する標準報酬月額の高等級を超える場合は、最高等級の額の3万887円となります。

なお、適用期間は、現在のところ、令和2年1月1日から令和3年12月31日と定められ、支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないことになっております。

鬼北町における傷病手当金の支給申請状況は、現在のところ、国民健康保険傷病手当金について、1件の支給申請があったところであります。

以上で、程内覚議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問3の1について再質問はありますか。

○9番（程内 覚君）

ただいま答弁をいただきましたが、12歳以上の接種について若年層、若い人たちは12歳というと中学生に当たりますかね。自分の意思で接種をされているのか、あるいは保護者あたりの意思なのか、どのように考えられていますか。

それと、ただいま9月13日で83.9%の方が接種済みという答弁でありましたが、若者の接種率について、20代、30代、40代はどのようになっているのかをお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

まず、二つの質問のうち、1点目の意思の確認についてですが、議員さん方もワクチンの接種をしていただいたときに、予診票というのを書いたと思うんですけど、その予診票については、若年者については、保護者の同意が必要となっておりますので、中学生の単独の同意では接種ができないことになっております。

それから、20代、30代、40代の年代ごとなんですけど、これは今、手持ち資

料がありませんで、これを調べるのが、国のシステムを使っていることから、国のシステムがなかなか年代ごとに出せない状況になっております。また、何らかの機会ですういった情報が収集できるようになったら、何らかの形でお伝えできるようにさせていただきますらと思うんですが、以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、再質問ありますか。

○9番（程内 覺君）

国のシステムで分からないということでもありますけども、結構若い方の話を聞くと、副反応の心配があったりとか、諸事情があってワクチン接種をしてないという方が多くあるんじゃないかなと思ってこの質問をいたしました。ちょっと聞くところによると、あまり上がってないと、上がらない要因を、若い人の接種が上がらないという実際的な数字が分からんので何とも言えんのやけど、俗に言われる若い人の接種が上がってないというようなことを聞いた場合に、上がらない要因というのは、どのように捉えておられるのか質問をしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの接種率が上がらない原因というのは、個々のアンケートを取って集計はしてありませんが、聞くところによると、やっぱり特に若年者、中学生とか、将来が長い方が、今後10年後、20年後の副反応といったものを心配されているとか、やっぱりいろいろな今現在いろいろな情報がSNS等で発せられてます。私たちもいろいろ情報を見るんですけど、そういったものを見たときの過剰な反応があるんじゃないかなというふうに推測をしているところです。

以上です。

○9番（程内 覺君）

先ほどの答弁で83.9%ということですが、今後の未接種の方への案内は、ずっといつまで続けられていくのか。それから、未接種の方が、希望すれば今後いつでも接種できるのか。未接種の方への啓発はどのように行われているのか。それから、接種場所については、今何か所で行われているのか。やはり引き続いて、診療所等でも接種が受けられるのかの点について再度質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

先ほどの町長の答弁の中にありましたが、昨日までは、一応10月8日を完了の見込みとしておりました。ところが、やっぱり数件追加の接種の申込みがあることから、若干延ばすようには予定をしております。ただ、申込みがあるといっても、まとまった形で申込みがありませんので、もう御承知のとおり、1バイアル当たり6人分ということで限りがありますので、一応北宇和病院が主になって今やっけていただいております。9月から以降については、それから10月以降については、もう申込み数が多分少なくなると思いますので、一応まだ公表はしておりませんので、控えさせていただきますけど、個別個人の病院にお願いするように今話をしているところです。

ただ、いつまでもできるかという話になると、今手持ちにありますワクチンの使用期限というのが、11月30日までです。ということは、3週間置かなければなりませんので、11月9日に1回目を打たないとそれが使えないということになります。それ以降もしあれば、もう一箱単位では来ないので、近隣の市町と調整しながら接種はしたいというふうに予定をしております。ただ、このワクチン接種についての法律上は、2月末までとなっております。今後、国がどういった改正をしていくかにもよるんですけど、そういった期限もありますので、随時対応していきたいと思っております。

あと未接種者への啓発ですけど、これは防災無線等を利用してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

そうしたら、防災無線等で啓発されるということですが、未接種者の方には、改めてはがきで案内するとか、そういった伝達方法はもうしないということですか。

○町長（兵頭誠亀君）

国の考え方として、ワクチンの接種率を上げるというふうな方針は出ているわけがありますけれども、町内には、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、ワクチン接種

についての抵抗感というものを持っていらっしゃる方もいらっしゃる。俗に言う、ワクチンを接種しないという意志を持った人に対して、ワクチンを接種してくれという啓発そのものがマイノリティに対する批判であると。もっともっとマイノリティの考え方というものをしっかりと尊重してくれというふうな御意見もありまして、その分については、私は尊重しなければならないかなと思ってます。

今まで一生懸命私はいろんな作業を通して、周知活動をして、県内でも早く接種をしていただいた、これは町民の方々の御協力があったることなんですけども、先ほどの一番冒頭の挨拶に申し上げましたとおり、うれしかったのは、うれしいという怒られますけども、8月末で一応完了した後に、9月から以降に、確認をしてましたら200人、若い方が中心に接種の希望があって、6人単位で設定をしたということがあって、それについては、担当課のほうが随時対応してくれて、200人の接種について完了するのが10月8日ということでありました。この200人というのは、ほとんどが10代、20代が多いと。やっぱり全国の低年齢の方の重症化というものが公表され出して、それが引き金になっるとというのは間違いないだろうなと思っています。

ですから、広報活動についても、こういうふうに打てることができますよという選択する機会というのは、今からも門戸を広げるということで、ぜひとも打ってくれというふうなことは、なかなか言いづらい状況というのも御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○9番（程内 覺君）

各方面の努力によって若い方が接種してもろたということは、非常にありがたいことではないかと思っておりますが、今接種するには、住民票のある自治体のところの親権者のところにはがきの案内があったりすると思うんですが、その場合、東京とか大阪、他府県に行かれとる学生さんあたりも住民票の来た自治体に里帰りされて接種を受けられているといったようなのが現状ではないかと思っておりますが、県のほうは、県をまたぐ移動は差し控えてくださいといったようなことも言うておられるようですが、ワクチンを打つために自分の出身地に帰って移動をするといったようなことがあると思うんですが、その辺の考え方についてお伺いをしたいと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

現実の課題として一般最初に各市町においては、ファイザー製の分を国がどんどん打ちましようということでPRをした。ただ、都会のほうでは、その接種率が上から

ないということで、自治体以外に就業、職業別といいますか、業種別にモデルナワクチンとか、アストラゼネカのワクチンを打ってほしいということで、その段階で各自治体のほうでは、自分のところのワクチンをどういうふうに打っていくかというような接種計画が崩れている部分もあったと思うんですよ。

鬼北町においては、ある企業から職業別で打ってほしいということがありましたけども、それについては、町内の病院の先生方、接種に協力している先生方の計画がもう全部出来上がってるから、それぞれの地域、時間をそれぞれの個人で打ってほしいということで退けさせていただきました。もう基本的に鬼北町のワクチン接種マニュアルどおりにやらせてもろたわけです。

これから先もですね、今言われました大学生においても、言われるとおり、住民票によってですので、今回夏休みにそれを打つために帰ってきた子というのも実際にいらっしゃるしまして、いろんな方から御心配いただいて、ただ、そういう方は受付に来られても大学から帰ってきた、よそから帰ってきた人は、受付を別にして、重装備で受付を二つに分けて、都会から帰ってこられた方には、違うところで場所で接種していただくということも対応として取らせていただきました。

これから先も多分出てくると思うんですけども、ただ、全国の大学、専門学校のほうでは、それぞれの俗に言う大学で接種も今からはありますので、住民票があるところだけでしか受けられないという状況というのは、都会ではなくなってきておる。また、渋谷のほうですか、若い方のみで受けているような状況もあります。問題は、目的としては、若い方にどの場所でもかんまん、はよ打ってほしいという国の考え方が浸透してきておるんじゃないかなというふうには私は見ておりまして、議員が心配されておることは十分分かるんですけども、町とすれば、打ちたいんやがというふうなことを言われる方もいらっしゃいますけども、ワクチンは2回打たないけんものですから、なかなか学生さんが、東京から帰ってきて2回打つというのは、なかなか難しいんじゃないかという現実のことも協議して、取りあえず、今のところは差し控えておるという状況があります。いろんな知恵を絞らなければなりませんので、いい案がありましたら、また教えていただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

課長の答弁を聞き逃したんですが、今現在接種してもらうのは、6人分というふう

なことやったんやけど、場所は、今はもう北宇和病院だけですか。接種をしてもらえる場所は。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をします。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの場所の件ですけれど、現在北宇和病院と南愛媛病院の2か所でやっております。一応これは今月中、実施する場所が。10月以降については、先ほど申し上げましたように、町内の個人の病院と今お話をして実施できるよう話をしています。ただ、その場所も数か所ではなかなか人数の予約というのが、大人数が見込めないので1か所を想定をしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

了解ですか

○9番（程内 覺君）

分かりました。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3、2について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3の3について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

感染による誹謗中傷は、赤松議員の答弁にもありましたので、省かせていただきますが、打ってない、打ったとかいったような話で、いろんな打ったんか、打ってないかとかいったようなことでの問題とか、そういうものはありませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

担当課の保健介護課長から事例を確認してみます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

打ったか、打ってないの情報については、個人情報でありますので、基本的には第三者に伝えることは考えておりません。

ただ、今いろいろな団体とかで接種した証明書を欲しいとか言われるところがあります。それは御本人が申請していただければ、基本は接種していただいたときに接種

済書はお渡ししていると思うんですが、それを使っていただいたらいいんですけど、それを紛失した場合がありますので、その再発行をした、その本人に対してしたケースというのはあります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了解しました。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3の4について再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

よろしいです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3については、質問を終わります。

それでは、程内議員、質問4について質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

質問4、町内の住宅の補助についてお伺いをします。

住民の誰にとっても大切な住居用住宅について伺います。

町内で住宅を新築する場合、町産材使用で補助制度があり、大変ありがたい制度だと感じております。既存の住居用住宅設備に対しても住宅リフォーム費用の一部補助制度はありますが、上限20万円を引き上げて、もっと多くしていく対策は取れないものかお伺いをします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第4番目の町内住宅補助についての御質問にお答えをいたします。

鬼北町住宅リフォーム補助制度につきましては、住宅投資の波及効果による町内経済の活性化と既存住宅の居住環境の質の向上を図るため、令和2年9月に補助要綱を策定したものであります。

その内容につきましては、既に住宅リフォーム補助金を交付している近隣の市町を参考にさせていただきました。近隣の市町におきましては、契約工事費50万円以上、

補助率10%、補助金額上限20万円という補助内容の市町が多く、本町におきましても、同様の補助率、補助金の限度額等とすることに決定したところであります。事業開始から10年を迎える市町もありますが、現在のところ、補助金額を変更された市町はございません。

議員御質問の補助対象額・補助金額の上限・補助率等の改定につきましては、今後の地域経済の情勢、町財政の状況を見据えまして、検討させていただきたいと考えております。御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、程内覚議員の第4番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問4の1について再質問はありますか。

○9番（程内 覚君）

今答弁をいただきましたが、屋根瓦であったり、外壁であったり、修繕するには多額の費用がかかると思います。やはり自分の家は自分で守るのが基本的な考え方だと思いますが、やはり少しでも手足を助けてもらえることがあるならば、ちょっと直そうか、もっと長い間、家が使えるんじゃないかといったような考えもあると思うんですが、今空き家対策については、リフォームした場合、100万円の助成金が出ておるようですが、やはりそういったリフォームじゃなくても、やはり自分の家に対しても修理する場合に、そういったもう少し大きな額の補助金を支給してもらえるようになれば、長い間、この地を離れてどこかに出張したり、やむなく住宅を空けたりしなければならぬような場合もあると思うんですが、そのためにも、やはり自分の家はちゃんとしておいて、また鬼北町へ帰ってくるといったような人もあると思うんです。

そういった意味で、やはりもう少し補助金額、他市町になくとも鬼北町独自で鬼のまちにふさわしい補助金制度をぜひ考えてほしいと思いますが、いかがですか。

○町長（兵頭誠亀君）

今、議員がおっしゃいました住宅のリフォームの補助制度そのものの住環境の質の向上というものの以外に、今言われたようなUターン者、Iターン者と言われる方を念頭に置いた付加価値がありますよ、補助効果がありますよというふうなことを多分おっしゃったんだろうと、その考え方については、私も同感でございます。ただ、これを予算化したら、すぐにいっぱいになるという、人気があるといえますか、これを金額を上げていくことに対するちょっと財政的な部分というと心配があつてという裏の部分があつたということがあつて、すぐにいいといえますか、いいお返事ができな

ったということがあるんですけども、すぐにいっぱいになるという状況から、これをどんどん進めていったときに、今言われたような、親の世代の人がこの部分に着手をして、子どもが帰ってくるとか、子どもが帰ってくときに支援をするとか、いろんな状況というものが発生するというような状況があるのであれば、その効果というのは絶大でありますから、そこらも含めて、少し鬼の町にふさわしいようなことに、少し前向きに考えていけたらと思っております。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了解です。

○議長（芝 照雄君）

これで程内議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、承認第7号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号））の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、承認第7号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号））の承認について、専決処分の報告を行います。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため医療機器を整備する必要が生じたため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、承認第7号、令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、6ページをご覧ください。

2款、1項、1目、医療用機械器具費は、17節、備品購入費を366万2,000円増額するもので、これは院内等での感染拡大を防ぎながら、発熱患者等に対する診療、検査を提供することができる体制の確保を図るとともに、地域で求められる医

療の提供をすることができる体制を図るため、診断時の必要不可欠機器で幅広く対応できる感染対策型コンパクトのワイヤレス超音波画像診断装置エコーを3台、320万円を整備して、新型コロナウイルス感染者等診察や、往診時も安心して的確な判断で診断ができるよう体制を整備するものでございます。

また、既存の自動体外式除細動器AED2台につきましても、耐用年数が経過しておりますので、早急に整備が必要ということで、購入予算46万2,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明をいたしますので、5ページをご覧ください。

1款、2項、2目、予防接種収入は、70万5,000円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチンの予防接種収入でございます。

次に、8款、1項、1目、医療提供体制確保支援国庫補助金に300万円増額するもので、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止、医療提供体制確保支援補助金を活用し、歳出で御説明しました院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等でワイヤレス超音波画像診断装置エコー3台、320万円を購入するもので、その補助基本額を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第7、議案第59号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第59号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長(那須周造君)

それでは、鬼北町条例第13号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の条例改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、鬼北町手数料条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

別紙の新旧対照表に基づき御説明をいたしますので、3ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードを発行する者として明確化されたことに伴い、発行手数料の徴収主体が同機構となるため、当該条例の規定が不要となることから、左の現行の欄に掲げる傍線部分の規定を削除するものでございます。

なお、今後の当該手数料徴収事務につきましては、同機構から市区町村長に委託、委託契約に基づき徴収されるものでございます。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書4ページにお戻りください。

附則について説明をいたします。附則、この条例は、交付の日から施行し、令和3

年9月1日から適用する。

以上で鬼北町条例第13号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号、鬼北町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第60号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第60号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例条例について、提案理由の説明をいたします。

農林課に在籍していた職員が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害するべき行為の処罰に関する法律違反、及び公契約関係競売等妨害罪で起訴され、あわせて収賄及び他の入札案件についても、同容疑で再逮捕、起訴

されたことに対し、入札の公平性を損ない、関係者ばかりでなく広く町民の不信を招き、行政全体の信用を失墜させたことについて、行政責任の所在を明確にするため、特例条例を制定し、町長及び副町長の受ける給料を令和3年10月分から3か月それぞれ100分の20減額するものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第61号、鬼北町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第61号、鬼北町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための

関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、議案書8ページをお開きください。

第1条は、鬼北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正です。

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、情報提供記録の訂正をした場合の通知先を、「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改正するほか、それぞれ引用している対象番号について所要の改正をするものです。

次に、第2条は、鬼北町行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正で、デジタル社会形成基本法の施行に伴い、「情報通信の技術」を「情報通信技術」と改正するものです。

第3条は、鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正です。引用しております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、それぞれ引用している対象番号について所要の改正をしたものです。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

改正箇所の詳細につきましては、新旧対照表を御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号、鬼北町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第62号、愛媛県市町総合事務組合の規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第62号、愛媛県市町総合事務組合の規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

令和4年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、またはその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、組合規約を変更する必要性があり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、議案書10ページをお開きください。

一部事務組合の規約の変更は、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないこととなっております。

同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならぬことから、今回提案をするものであります。

改正点は、別表第2第4項構成団体の欄中「西予市」を削るものです。

附則、この規約は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号、愛媛県市町総合事務組合の規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第63号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第63号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、提案理由の説明をいたします。

令和4年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西予市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、またはその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく

お願い申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

議案書12ページをお開きください。

交通災害共済事務に係る財産といたしましては、約2億2,000万円の積立金がありますが、この積立金は、西予市が拠出したものではなく、交通災害共済加入者の掛け金を積み立てたものでありますから、一切の財産につきまして、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第64号、工事請負契約（減容化装置設置工事）の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第64号、工事請負契約（減容化装置設置工事）の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した減容化装置設置工事について請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的 減容化装置設置工事。

2、契約の方法 一般競争入札。

3、契約の金額 9,801万円。

4、契約の相手方 東京都千代田区一番町19。株式会社JET。代表取締役、名塚元臣であります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

当該工事は、鬼北町、松野町、宇和島市、愛南町で構成する南予地域鳥獣被害防止対策協議会が事業主体となり、有害鳥獣の埋設処分に係る負担軽減を図るため、施設整備するものです。

施設概要につきましては、お手元に配付しております資料をご覧ください。

建設予定地は、鬼北町大字延川で、延べ床面積152平方メートル。鉄骨造りの建物の中に減容化装置47.5平方メートルを整備するものです。なお、鉄骨造りの建物と冷蔵庫は、本工事とは別に整備する予定です。

施設整備費につきましては、建設場所の市町が負担することとなっております。本施設は、鬼北町が負担いたします。

減容化装置の処理内容は、微生物分解による減容化で、1日1トンの処理能力があり、施設の稼働につきましては、令和4年4月1日を予定しております。

今回の一般競争入札には、1業者の参加がありました。入札資格要件等については、建設業法第3条に基づく機械器具設備工事の許可を受け、当該機器、または類似品と同等以上の品の設置可能業者としております。

入札の結果、予定価格以下で応札した当該業者を落札者に決定し、8月25日付で同社と仮契約を締結したものであります。落札率は100%であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（赤松俊二君）

失礼します。今ほどの契約の中の落札率が100%、このことについて落札、一般競争入札者で1業者ということですが、このことについて町長の見解をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細については、また担当課長のほうで話しますけども、この入札につきましても、そういう例が発生したということをごさいます、これ以外に業者がないわけであり、私は粛々と入札行為を実施したということをごさいます。

詳しくは、農林課長のほうから説明があります。

○農林課長（松本秀治君）

この減容化施設につきましては、特殊な装置で、説明のほうでもあったんですけど、当初見積りを取った業者が落札しております。その予定価格を決めるときに、その業者から見積りを取ったものを予定価格としておりますので、その業者が予定価格で見積りした金額が、そのまま落札価格となっておりますので、それで100%ということになっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○8番（福原良夫君）

ほかに会社が共同企業体という考えはなかったんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから答弁をします。

○農林課長（松本秀治君）

今回、契約するものは減容化をする機器でありまして、機器を製造メーカーがこの1社ということになりますので、その1社が応札したということで、JVとか、そういったこと、企業体とか、そういったことはできないということになっております。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○9番（程内 覺君）

事業主体が4市町になっておるようですが、これは4市町から物体も運び込まれるという考え方なんでしょうか。それと、排水その他の処理であります排水、血液等の処理については、浄化槽を設置して処理をするというふうにあります。普通の排水については、この河川をつたって田んぼのほうに水を引かれています。その辺の影響については、格別心配をしなくていいのかも、あわせてお尋ねをしたいのと、減容化施設というのが、いまいちちょっと分かりにくいんですが、シミュレーションみたいなものがあつたら、ちょっと教えてもらったらありがたいです。

○町長（兵頭誠亀君）

今2件についてだと思えますけども、それについて農林課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

4市町で事業主体ということでやりますので、当然鬼北町以外のものも入ってきた場合は、受け入れて、まずそれなりの手数料なりは頂くようにするんですけど、やるようになっています。

あと浄化槽の関係ですけど、これについては、同じ機器を設置しています先進地の岡山県のところなんですけど、そこへ視察に行ったんですが、一回浄化槽に落としてから流すということで、それは特に問題ないということで、地元のほうにも説明いたしまして、水利組合等の同意もいただいておりますので、そこら辺については、問題ないかなと思います。

減容化施設というものにつきましては、本来、イノシシ、シカについては、埋設ということが決まっております。猟友会の方々が獲っても、獲った後に穴を掘って埋めないけんということで、物すごい労力がかかります。その体積を減らすために、例えば微生物でそれを分解しまして、例えば50キロのイノシシが分解することによって体積が95%減れば、2.5キロかな、5キロとか、そういったふうになりまして、それをまた処分するというので、減容化というのは、いろいろやり方として焼却と

かもいろいろあるんですけど、焼却というと、やはり地域の方々もそういった鳥獣害をまた燃やすとか、そういったイメージも悪く、煙が出たりというのもありますので、微生物で体積を減らして処分するというのが減容化でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいでしょうか。

○9番（程内 覺君）

そうしたら減容化したものは、また何か廃棄物として改めてまた処理せんといけんということになるのかなということ、町内の方が持ち込まれた場合は、無料で引き取るということでよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

町内の方が持ち込んだ場合は、当然無料になります。

すみません。食用とかで、以前も全協とかでもお話ししているんですけど、ペットフードとかも次年度には建てまして、それも処分はするんですけど、通常ですと、食用、人間が食べるような加工をすると産廃になるんですけど、ペットフードとか、そのまま猟友会の方が持ってこられた分については、一般廃棄物ということで処分できますので、量を少なくして一般廃棄物ということで、焼却なりなんなりというところで実施したいなというふうに思っております。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

いや、私が聞いたのは、減容化したものをまた廃棄物として、また再びどこかに出さないけんのかということを知ったつもりやったんです。もうその減容化施設で減容化したものは、もうそれで終わりなのか、またどこかに減容化したものをどこかに再処理でまた提出せんといけんのか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

減容化したものの後の処理ということだと思うんですけど、その処理につきましては、一般廃棄物ですので、私どもが視察に行ったところは、出たものを地元の焼却炉

といますか、ごみとか、焼却炉に持って行って焼いているというふうなことを聞いてますので、一般廃棄物ということで、そういった方向で考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○5番（末廣 啓君）

今ほどの話を聞いておりますと、減容化した後、一般廃棄物というようなことを言われましたけども、以前に聞いたときは、ペットフードに加工するというふうな話を聞いておりましたが、それはまた別な話ですか。

それともう一つ、以前一般質問したときに、捕獲してから2時間以内に運ばないとまずいというふうな答弁をいただきましたが、これは愛南のほうから持ってくるのに2時間以内で来れますか。

2点、お伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

ペットフードはどうなったかということでよろしいんですかね。

○5番（末廣 啓君）

いや、減容化した後にペットフードに加工するんじゃないんですか。

○農林課長（松本秀治君）

すみません。減容化というのは、ちょっと後で写真があるので、どういうものかちょっと見ていただいたら分かるんですけど、ペットフードで肉を取った後の骨とか皮とか、使えない肉とか、そういった残渣を微生物の中に入れて、そこで微生物で分解して、まあ言ったら、細かくして処分するということですので、ペットフードの残渣を処分する、そして、ペットフードにできないようなイノシシとか、シカは、そのまま減容化で細かく体積を減らすというようなことになります。

それと、2時間以内ということやったんですけど、食肉用である場合は、厳格に大体2時間以内とかいうのはあるんですけど、そういったことも時間も含みながら2時間ということはお答えしたかもしれませんが、ペットフードで加工する場合は、食肉用と違いますので、そこら辺の時間設定というのは、先進地等を視察した場合は、そこは2時間に縛りもしていないようなところもありますので、そこらはまた検討をしていきたいなというふうに思っております。

それと、あと愛南町のほうからなんですけど、運ぶ場合に時間がかかるということなんですけど、4市町でやる場合、加工場は鬼北町内に整備しますが、各市町で保管庫、冷凍庫みたいなものを整備していただきまして、そこに入れていただいて、あとそれを回収するという形になりますので、時間的に2時間以上になるかもしれませんが、商品で使うということについては、問題ないかなというふうに思っております。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○5番（末廣 啓君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○8番（福原良夫君）

今微生物で分解したその後ですよ。言うたら、もう一番最終的、処分は焼却するのか、またインターネットをちょっと見よったら、ペレット状にしてどうこうということを書いてありましたけど、その点は、あともう焼却処分ですか。言うたら、浄化槽から出して絞ったかすですよ。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、今は工事締結なんで、この案件に対しての質疑をお願いします。

先ほどからちょっと聞きよったら、ちょっと微妙だったので、進めておったんですけど、この工事締結についての質問をお願いします。

答弁できますか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

ちょっと写真があるんですけど、ちょっと遠いかもしれませんが、減容化といいまして、体積でしたらこういったごみのような形になります。ちょっと見にくいかもし

れんですけど、こうなったのが最終的なもので、これをどう処分するかというと、先ほども言いましたように、これ一般廃棄物ですので、例えばごみ焼却場に持って行って、今もイノシシとかの肉もある程度細かくすれば、ごみ焼却場で処分してもらえますので、そういった形で最終的には処分したいなというふうに思っております。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

この工事の工期はいつになってますか。それで、建屋を後に建てて、この装置を据えるということなのか、その辺もお願いをします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明させます。

○農林課長（松本秀治君）

工期につきましては、令和4年3月10日までというふうにいたしております。

あと建屋の問題なんですけど、これは国庫補助でやっておりまして、内示をいただいてから事業のほうに着手するということでありまして、別工事で建屋のほうはするんですが、設計のほうの入札は終わりをしまして、設計をしていただいて、設計が終わった段階で、建屋とこの装置を入れるということで協議をしながらやっていくということで、同時並行でやっているということでございます。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

確認なんですけど、そうしたら、ちゃんとコンクリートを敷いたところ、設置をするところまで建屋もできて、同時に進めるということですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

この装置自体につきましては、メーカーのほうで現在契約が終わったら装置を造っていただくと。建屋自体ができて、設置できる段階になったときに、できた装置を搬入して設置してもらおうということで、先に建屋ができて、順次あわせてそういう時期とか、メーカーで連絡しながら完成した機械を持ってきて設置するということになる

うかと思えます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

それが3月10日ということでもいいんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

3月10日ということで予定いたしております。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○10番（松浦 司君）

1点だけお聞きしたいと思えます。

先ほど赤松議員のほうから、冒頭に落札率と関係ありましたが、100%ということにちょっと違和感を感じるところでありますし、町長も慎重に過去のことがありますので、心配されとると思えますが、先ほどちょっと聞き逃したんですけど、国内外にこの1社しかないんですかね。確認をしておきたいと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

現在いろいろ調べていろんなところも見たんですが、この装置自体は、このメーカーしかないというふうに承知しております。

それと、同等品でも構わないということで入札等をしておりますが、そういったことがなかったということですので、こういった減容化で微生物でやるというメーカーは、この規模ではないのではないかなというふうに思っております。

○10番（松浦 司君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第64号、工事請負契約(減容化装置設置工事)の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を2時30分とします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第65号、工事請負契約(史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事)の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第13、議案第65号、工事請負契約(史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事)の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事について請負契約

を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、契約の目的 史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事。

2、契約の方法 一般競争入札。

3、契約の金額 1億6,170万円。

4、契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市2番地の1。愛媛建設・イリテック特定建設工事共同企業体。愛媛建設株式会社、代表取締役、坂本信哉であります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

当該工事は、史跡の保存整備活用基本計画に基づき、史跡の利活用促進の拠点、来訪者の利便性向上、地域住民の憩いの場の創出を目指し建設するものです。

施設概要につきましては、お手元にお配りしております資料をご覧ください。

建設予定地は、鬼北町大字中野川で、延べ床面積348.98平方メートル。鉄骨造りの建物で史跡のガイダンスを目的とした展示室、体感学習室、事務室、トイレ等を有した施設を整備するものです。

施設のオープンにつきましては、展示工事を実施した後、令和5年度を予定しております。

今回の一般競争入札には、1企業体の参加がありました。入札参加資格要件等は、2者による特定建設共同企業体とし、代表構成員は、県内に本店を有し、建設業法第3条の建設工事のうち、建設工事業の格付A等級のもの。構成員は建設工事業の許可を受け、鬼北町に本店、支店、または営業所を有し、建設業法に規定する経営資格審査を受けていることとしております。

入札の結果、予定価格以下の業者を落札者と決定し、8月24日付で同社と仮契約を締結したものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

今回の落札パーセントと、ここに書かれている建設設備、電気、給排水、換気等、電気とか、給排水はいつもほとんど別で発注すると思うんですが、今回は全部一緒に発注したんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

本工事につきましての落札率は95%以上、100%の範囲内でございます。また、電気設備等を一括して発注したものでございますが、これは国庫補助事業要項にのって発注をしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

工事の関係で今回の建設工事には、敷地造成等も含まれているのか、それが1点と、工期の問題、工期はいつか。先ほど説明で、令和5年オープンと言われたような感じだったんですが、工期はいつかです。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

造成が入っているかということは、ちょっと後で確認をさせていただきたいと思えます。

工期については、先ほどの説明であったと思うんですけど、令和4年3月26日ということになっております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

令和4年3月26日と言われたので、令和4年度からオープンしないのかどうか、再度お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長のほうから答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

オープンにつきましては、令和5年度からということになっております。令和4年度に先ほど躯体、織屋ができて、その中の整備を来年度実施するようにしております。

内容につきましては、展示のコーナー等々に展示用のケースとか、あと説明をいたしますモニターとか、あと体験コーナーそれぞれ設置をいたしますが、その中の整備をいたしますので、1年かけて整備をいたしまして、令和5年度からオープンという予定にしております。

以上でございます

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

事前資料をもらっているんですが、ガイダンス施設外観のパース図、完成予想図のようになるんですか。敷地造成のことも言いましたが、あと周りの環境整備もこういうふうな形になるのかどうか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

お配りしております裏面を見ていただいたの御質問だと思いますが、カラー写真で芝生を敷いてということについての御質問だと思います。

これについても先ほどのことと同じようにちょっと確認をさせていただいて、後で御報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

○9番（程内 覺君）

この事業に対する国庫補助率はどれぐらいありますか。それと、令和5年からオープンをされるということですが、オープンした暁には、入場者数はどれぐらいを見込んでおられるのかお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

補助率というのは、ちょっと総額で今出しております、それでよろしければ答弁させていただきます。

予算につきましては、今考えておりますのが、予算総額6億4,890万円余りです。そのうち国庫補助につきましては、2億6,400万ということになっております。あと過疎債とかを利用し、町から負担する分が1,800万程度を今のところ考えております。

それと、第2点目の御質問ですが、どれぐらいの利用人数を考えているのかという御質問でございますが、今のところ、ちょっと中の常設展とか、あと企画展とか、いろいろと企画展示コーナーを考えてまいりますので、今のところ、人数については積算をしておりません。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第65号、工事請負契約(史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事)の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第66号、工事請負契約(令和3年度通信系光送出設備更新工事(第1期))の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第66号、工事請負契約(令和3年度通信系光送出設備更新工事(第1期))の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した令和3年度通信系光送出設備更新工事(1期)について請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的 令和3年度通信系光送出設備更新工事(第1期)。

2、契約の方法 一般競争入札。

3、契約の金額 1億7,039万円。

4、契約の相手方 愛媛県宇和島市坂下津甲407番地91。四国通建・兵頭電気特定建設工事共同企業体。四国通建株式会社、宇和島営業所所長、兵頭範敏であります。

詳細については、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長(高田達也君)

本工事は、平成21年度、22年度で、鬼北町と松野町の連携事業で整備し、宇和島ケーブルテレビに貸し付けております通信系設備について安定した通信設備を提供

し続けるため、当該設備を更新しようとするものであります。

工事概要につきましては、お手元に配付しております資料をご覧ください。

工事場所は、鬼北町第2庁舎及び日吉支所となります。両庁舎電算室にあります告知放送やインターネットに関する通信系機器を更新するものです。

整備費につきましては、連携主体となる鬼北町が負担し、松野町から分担金として28%を頂くこととしております。

今回の一般競争入札には、1企業体の参加がありました。入札参加要件は、2者による特定建設共同企業体とし、代表構成員は、県内に本店、支店、または営業所を有し、建設業法第3条に基づく建設工事のうち、電気通信工事業の格付A等級の者、構成員は電気通信工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店、または営業所を有し、建設業法に規定する経営審査事項を受けている者であることとしております。

入札の結果、予定価格以下で応札した当該業者を落札者に決定し、8月25日付で同社と仮契約を締結したものであります。落札率は、95から100%の間であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

第1期工事ということですが、第2期工事は、またいつ頃予定されとるのか。

この言うたら、機械ものですからどのぐらいな期間もつものなのか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

第2期はいつかという御質問かと思うんですが、来年度第2期を予定しております。この機器につきましては、平成21年、22年に整備をしたものでございまして、既に耐用年数を超えておりまして、現行機械が生産終了となっておりますので、故障してしまいますと、今現行運用をしております告知放送、それからインターネット等に支障を来しますので、できるだけ早く更新をしたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○11番（赤松俊二君）

先ほど落札率なんですけど、先ほどもそうやったんですが、1企業体の落札率を100から95、何かその枠の範囲の中の落札率しか言われないんですが、これは99なのか、96なのか、97なのか、95ということでしょうか、その辺、何%かということとは言えないんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

当該工事につきましてもですが、落札率を申し上げますと、契約額から予定価格を推算できるということがございます。したがって、否決された場合に次の工事の発注が困難になるということで、そういった表現をさせていただいているというところで御理解いただきたいと思っております。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

そうしたら今からの落札率については、こういう言い方でされる、今までははっきり言われてたんですけども、今回から、今度からこういう落札率のことをされるということでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長から答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

今ほどの御質問ですけど、今までに、過去に私もそのことを言いまして、約何%という表現をしたときに、議員の方々から、逆にそれは公表したことになるやないかというお叱りを受けまして、その後、公表したことは多分ないと思うんですけども、そういった形でない、今財政課長が申し上げたようなことが起こりますので、そういったことで御了承をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○11番（赤松俊二君）

それと、今回この案件なんですけども、この工期について、今この通信機器関係は、半導体不足で相当納入というか、商品がなかなか、自動車関係でもそうですけども、なかなか半導体不足でなかなか納入ができないということになっておると思うんですが、今回この工期によって、もしその工期よりも内に納まらなかったということになると、どのような形になるのか、その辺についてお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

できない場合には、事故繰越ということになるろうかと思います。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

よろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。訂正いたします。明許繰越です。すみません。

○議長（芝 照雄君）

ありませんか。

○4番（中山定則君）

今回の設備更新工事で更新するものについては、資料にある回線カード、集約SW、UPSを更新と書いてあるんですが、それぞれの数量とかが全然明示されていないんですが、更新したものに、更新することの接続のケーブル、そういうものは私素人だから分からないんですが、関係、入らないんですか。以上の資料にある分だけ更新することなのか、詳細な説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

お手元にお配りしております資料には、主なものとして回線カード、集約スイッチ、UPS、これは非常用電源のことですけれども、を載せております。当然ケーブル等も、この中にこのほかに入っております。

数量についてですけれども、今回第1期で更新しますものとしましては、各家庭か

らの光ファイバーを取りまとめます回線カードが106台、それからその回線カードをさらに集約する集約スイッチと呼ばれるものが5台、それからUPS、無停電装置、いわゆる非常用電源となる機械が8台となっております。その他に議員御指摘のケーブル等も入ってこようかと思えます。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいでしょうか。

○4番（中山定則君）

今の機械と接合ができるようになってるわけですか。最後のページの7ページの色分けのところ、何か集約スイッチですか、その下に左側ですと、何かサーバーみたいなのが2つあるんですが、その下、またサーバーが4つある。全部接続が、更新した部分、更新してない部分、その関係は大丈夫なようになっていると思うんですが、再度確認で質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせます。

○危機管理課長（水野博光君）

設計会社のほうで設計をしていただいておりますので、問題なくできるというふう
に考えております。

○議長（芝 照雄君）

いいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号、工事請負契約（令和3年度通信系光送出設備更新工事（第1期））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第67号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第67号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事）について請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的 鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事）。

2、契約の方法 一般競争入札。

3、契約の金額 2億3,100万円。

4、契約の相手方 愛媛県松山市古三津2-16-3。フジケンエンジニアリング・三和設備特定建設工事共同企業体。フジケンエンジニアリング株式会社、代表取締役、松本陵志であります。

詳細については、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（高田達也君）

当該工事につきましては、老朽化した広見中学校を令和3年度から令和5年度までの3年間で施設整備するものです。

工事概要につきましては、お手元にお配りしております資料をご覧ください。

本契約に関する空調衛生設備工事は、主に合併浄化槽、エアコン等の空調設備、空調機器、トイレ整備及び給排水管整備等を行うものです。

今回の一般競争入札には、2企業体の参加がありました。入札資格要件は、2者に

よる特定建設共同企業体とし、代表構成員は県内に本店、支店、または営業所を有し、建設業法第3条に基づく建設工事のうち、管工事の格付A等級の者。構成員には、管工事の許可を受け、鬼北町内に本店、支店、または営業所を有し、建設業法に規定する経営審査事項を受けている者であることとしております。

入札の結果、予定価格以下で応札した当該業者を落札者に決定し、9月9日付で同社と仮契約を締結したものであります。落札率は、95から100%の間であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（山本博士君）

2点、説明をお願いしたいんですが、まず1点ずつお願いをいたします。

1点目が、広見中学校においても空調設備を4、5年前でしたか、直しておるはずですが、今回この改築工事において現在のものを使用するよという発言を私はしていたのですが、利用されているのかどうか説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

私が、前の広見中学校のこの空調設備があったときには、次のこれが傷むころには大きな改築工事をしなければならないというふうに発言をさせていただいておるはずであります。ですから、今回の分については、基本的には使用しないということが前提になっておろうかと思えます。

以上です。

○6番（山本博士君）

この空調設備は、4、5年前に直したんじゃないでしょうかね。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長のほうから答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

広見中学校で空調設備について整備をいたしました。これは起債でございまして、その分がありますが、国のほうでいろいろと県を通じて、いろいろ御提案をうちのほうでさせていただいて、その空調設備で使える分については、各課の所管の施設とかで空調設備が要るようであれば使ってくださいよという形で、許可をいただきまして、そういう形で周知をさせていただいて、使用できるところは、うちの教育課のほうに

御連絡くださいという形で今進めております。

以上でございます

○6番（山本博士君）

いや、直した時点で今現在で何年ぐらいたつとるのか分かりませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

私の記憶がちょっとそこまではないので、後でまた御報告させていただきますけど、5年ぐらい前に新しくしたと思っておりますけど、ちょっと年度が明確なお答えができませんので、また後刻、御報告させていただいたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、本件に関する質問は3回までとなっておりますが、鬼北町議会規則第55条のただし書の規定により、発言を認めます。

○6番（山本博士君）

多分5年ぐらい、4、5年だったと思うんですよ。その設備だとまだ使えるんじゃないかと私は判断しておるんですが、それを使わないということは、ほかの公民館とか何かに持って行って使われているというのも聞いておるんですが、全部が全部そういうふうな使い方ができないんじゃないかなど。使えるものは、現在の建替え中の校舎に使えないのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

今ほどの御質問であります。今から広見中学校を改築する分にそれを使えるのであれば使つてはという御提案だと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

今のところ、レイモンド設計で実施設計とかいろいろやっていただいております。今使っている分については使えないということで、別の埋込式とか、据置き、各教室によって冷房のタイプが3種類ほどありますが、そういう形で今のものが使えないということでありました。うちのほうも使えるのであればということを考えておりましたが、そういう状況でありますので、先ほど私のほうで答弁させていただきましたが、町内の施設、あと等々で使える、使いたいというところがあれば、今の冷暖房システム、中学校が使っておりましたものについては、うちの教育課のほうに言っていた

いて使用しようという形に進めております。

以上でございます。

○6番（山本博士君）

できる限り使うようにしていただければと思います。税金のそれこそ無駄遣いになりますので、よろしく願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

今、御発言の部分について十分注意をしていきたいと思います。4年前なんですけれども、そのときに空調設備を入れたのは、改築の計画もあるけれども、その日、その年その年の中学生によりよい教育を受けさせたいという思いで議会の承認をいただいとるわけですから、そこは御理解いただきたいなど。もし、それから先、5年、6年たったときに、空調設備そのものについては、7年、8年の耐用年数があれば、国庫補助の部分についても、返却の部分について少し猶予される部分があるかなというような部分もあって、あのときにやらせていただいたわけでありまして。計画どおりといたしますか、中学校の大きな改築といたしますか、新築についても計画にのっとりやっておるわけでありまして、できれば御理解いただきたいなど、よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、よろしいですか

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○6番（山本博士君）

議長。

○議長（芝 照雄君）

山本議員は、もう超過してますので。

○6番（山本博士君）

2点目。

○議長（芝 照雄君）

いや、本件に限りやけん。先ほど2点あると言われてましたので、1回だけの質問は許可します。

○6番（山本博士君）

説明がしにくいかなと思って、1点、2点というふうに分けてしまいました。

2点目に、今回の入札の経過を全員協議会の中で説明を受けたんですが、そのときに、分かりやすく大体で説明しますと、1回目の入札が5,000万とします。そして、それで失格になったと。2回目の入札で6,000万で失格になったと。そして、入札で失格になりましたので、入札が終わって、次、見積りに入って、見積りに入って1回目が7,000万で失格。2回目見積りで8,000万で失格。3回目の見積りで9,000万で落札というふうな、概略ですが、これは大体の説明をしておるんですが、そういうことで入札がなされたということによろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

少し訂正する点がありますので、総務財政課長のほうから再度説明させます。

○総務財政課長（高田達也君）

入札につきましては、初回1回目の入札で低額であったため、調査基準価格以下であったため失格。2回目の入札で同じく調査基準価格以下であったため失格。失格判断基準価格にかかっておったため失格。3回目は、見積りは3回目という表現がいいんでしょうか。1回目の見積り合わせで落札ということで、都合3回、実施したということで御理解ください。

○6番（山本博士君）

議長。

○議長（芝 照雄君）

山本議員はもうできません。

そのほか、ありませんか。

○8番（福原良夫君）

今、山本議員の説明というか、想定、仮の金額ですけども、言うたら1回目から3回目には、順番に金額が上がるとということになりますが、これは法的というか、条例に違反はないんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長から答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

今の福原議員の質問、違反はないと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

違反はないと。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○9番（程内 覺君）

今の質問と同じような質問ですが、1回目が85%、2回目が90%、3回目が96%と、落札率が入札のたびに上がっていると。通常入札する場合、逆に下がっていくのが、落札する場合、本当やないかなと私は思います。

その点についてお尋ねをしたいんですが、それと、1回目に入札された場合に、低入札ということで失格になっているようですが、1回目失格となれば、2回目の応札ができるのか。その辺の基準というか、ここに第7条に最低価格入札者が入札時に提出した工事請負書記載の各項目の金額とかで資料の提出を求めることなく、入札を失格とするというふうな表示もあるようですが、入札を失格するのか、その入札をまた2回も3回も続けてやれるのか、その辺がちょっと曖昧じゃないかなと思います。

先の一般質問でもやはり入札制度について、副町長のほうも答弁いただきましたが、やはりその辺も失格なのか、また大丈夫なんよ、また応札してくださいやといったような判断基準をやはり明確にしとく必要はないのか、その点についてお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長から答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

程内議員のおっしゃるように、町の現在の規則要綱、それを見ると、どういう場合は失格になるとか、失格になるじゃなくて、その次の入札も参加できるとか、そういったことはありません。それで他の市町の例を見ますと、調査基準価格、失格判断基準を下回っておっても参加できる。次回というか、第2回目の入札に参加できる。また、逆に参加できないというような明確に記載をしているところもありますので、その辺りについては、どちらがいいのかということも含めて、明確に記載して誤解のないように今後したいなというふうには考えております。

ただ、今回の場合については、鬼北町の要綱には、失格判断基準を下回っておって、その場合に次の入札は応札できないというような表現は当然ありませんので、私どもの解釈としては、それであれば2回目もできるという考えで入札に参加させたということであります。

それと、もう一つ、予定価格を上回っている業者さんは、下から上へ下りてくる、

そして調査基準価格失格判断基準を下回った業者は、下から上へ上がるという、そこが不自然だという点でありますけども、その点については、先ほど第7条ですかね、そのところで御説明されたように、入札を失格とするという表現がありまして、入札の参加者を失格とする表現じゃないので、そこは先ほど言いましたように、失格判断基準を下回っておっても参加できるという解釈でありまして、1回目、2回目等で今回の場合は失格判断基準を下回っておったわけですけども、それはそれで、まあ言うたら、チャラにするという表現が適切ではないですけども、それはなかったものとして入札をさせるというようなことで、私は適切かなというふうに思っております。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

その場におった私のほうからも少し話をさせていただきます。

今回、この案件は、当初は南予の業者と町内業者のJVということで公募をしておったわけですけども、申込者がなかったということであります。申込者がなかった時点で、今度は県内の業者さんと町内の方のJVということで、2件の応募があったということでございます。

あくまでも地元、地域振興という観点とメンテナンス等、落札後といいますか、工事が終わった後も即効性というふうな観点を重視するという点については、議員の方々も同じお考えであろうと思うわけであります。

もしこれが不調に終わった場合には、全国の大手企業にも参加をしていただくことも想定しなければならない。この場合には、契約経費の中からも輸送費や監督費なども含めて、これまでの現状としては、地元へ落ちていく経費が削られていくといいますか、利潤の追求さえも危ない状況が出てくる。そういうことも複数伺っておりまして、私どもも、それについては避けたいなという思いがございました。

また、入札の事務は、私どもも含めまして、事務担当者も制度にのっとりまして事務を進めてくれておりまして、その重要な事務の最終手続がこの議会承認でございます。

私は、新しい施策を展開するとき、私の思いというものを必要以上に強く要請するときに、この間の近永駅みたいに、議員の皆様と意見が食い違う場合には、私の思いといいますか、法律ではなしに、思いというものが受け入れられんときには、やはり一歩引いて、本来の近永駅舎の目的というのは、近永駅を建てることではなしに、近永エリアをまず活性化しようということが目的なわけでありまして、その御意見については、私も甘んじて受けて、白紙に戻して、議員さんの御意見に寄り添おうということであったわけでありまして。

ただ、それで軌道修正をしたということでありませうけれども、今回の案件は、目的を達成するまでのプロセスといいますか、行政事務である執行、入札行為の制度の内容として金額がどんどん上がっていくというようなことが、今までにない状況があったということで、少し御不審な点があるかと思ひますけれども、事務担当者も含めまして、私も肅々と事務を遂行してご批判をいただくのであれば、これから先、事務担当者は何をよりどころにして事務を執行していったらいいのかと、私も本当に首をかしげないかんわけであります。

そこらも考へていただいて、制度に基づいて事務を遂行しておる行政側ということの御理解もいただきながら、議員各位におかれましては、良識の範囲内で御決断いただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

思ひは伝わりました。それで、先に質問しました入札の失格、あるいは2回目もできるんよ、3回目もできるんよといったような、やっぱり判断基準は、やはりその辺はちゃんとした制度にしていくべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の一般競争入札の制度そのものは、多分私が思うのに、今回の鬼北町のように、予定価格よりも例へば50%以上差がある札、それから最低基準価格を下回るような札というものが、二つの業者があるということは、なかなか想定しづらい状況での入札制度じゃなかったかなと思ひわけであります。

その業者を失格にした場合には、入札の50%以上の企業ですらね、企業体のほうで見積りは入札をしている。それが50%以上あらかが合ったものですから、全くそこについて落札をしてもらふような状況ではなかったと。そのもう一方のほうは、最低基準価格に本当に近かったというところがあった。そのときの状況として入札を不調に終わらすことなく、規則の範囲内で、制度の範囲内で、落札に基づいて事務を執行したということでございます。

ただ、議員が言われるとおり、今の制度がそういう予定価格よりも上の段階でどんどんアップであるとか、最低制限価格以下の部分がいっぱい業者があるとかいうことであれば、そういうことも考へられるんですけども、今回は本当に今までに例がないような、2つの部分があったということで、本当に苦しい判断が要ったわけですけども、ただ、これを逆に失格にした場合には、その失格についての明快な明記がないわ

けですから、業者さんからも違う意見といたしますか、クレームが出たことも間違いないだろうということもあったわけであります。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

今回の空調衛生設備工事、先ほど工事概要の説明、若干あったんですが、ある程度詳細な工事概要を御説明していただきたいと思います。資料は頂いているんですが、資料には浄化槽が2か所はやるんじゃないかというのはあるんですが、先ほど説明のあったトイレ、給排水、エアコンの話もあったのでエアコン、照明はされないのか。洗面・手洗いの問題とか、衛生設備。

それと工期については、やはりこれ全体をこの令和3年度から令和5年度の改築工事全部をやるということ、建て壊してやる。というのは最後の5年まで、最後まで契約を今回1期でやるんやなくて、一括で契約をするということなのかについて説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

今の御質問にお答えをいたします。

まず、工事の概要でございますが、先ほど説明がありましたが、合併浄化槽につきましては、2基ということで、学校の教棟用が45人槽、ごめんなさい、体育館と学校の分が45人槽が1つ、1基。グラウンドにトイレがございますので、その10人槽が1基でございます。

続きまして、エアコンです。エアコンにつきましては、冷暖房用というのがありまして、教室、体育館等につり下げ、埋め込み、据置型が混在しておりますが、これが70台ございます。それと、暖房機能のみでございますが、トイレ用にパネルヒーターを設置をいたします。これが20台ございます。トイレにつきましては、大便器が一部洗浄機能つきがございますが、46器、男子用の小便器につきましては、26器、

あと多目的トイレユニットにつきましては、4セットを設置する予定でございます。それと、シャワーにつきましては、建築工事で設置をする予定でございますが、1か所。ウォータークーラーにつきましては、教室棟と体育館にそれぞれに2台ずつで合計4台。換気設備につきましては、118台。給排水管の設備につきましては、自動でできるもの、あと災害対応を考えて、手動でできるものも混在しますが、台数につきましては、たくさんありますので、割愛させていただきますが、を設置する予定でございます。ということで説明を終わります。

それと、工事期間につきましては、これは全棟、教室の全棟ということになりますので、契約期間につきましては、先ほど説明をさせていただいておりますが、令和6年3月25日までとなっております。

以上でございます

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

照明も入るんでしたかね。それと浄化槽45人槽と言われたんですが、浄化槽、ここ45人槽で大丈夫なんですか。それと、グラウンドは浄化槽、前計画であるのでいいと思うんですが、最初の計画では浄化槽はないところではなかったんですか。やるようになっていいと思うんですが。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

あわせて教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（谷口浩司君）

電気設備についてはまだ契約できておりませんが、電気設備工事が別にございますので、そちらでやる予定となっております。

それと、浄化槽につきましては、現在グラウンドについてトイレございますけど、浄化槽がないということでございますので、今回新しくトイレ等々やり替えますので、グラウンドについても浄化槽10人槽を設置するという形にしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

45人槽で大丈夫かどうか。

○教育課長（谷口浩司君）

45人槽で大丈夫であります。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○10番（松浦 司君）

反対の立場で討論に参加をしたいと思います。

先ほどから、皆さん、質疑いろいろされましたが、一般競争入札でありますので、町長の思いも十分分かるころではありますけど、苦しい判断をしたと、その意味が私は理解できません。

それと、鬼北町低入札価格調査制度実施要綱の第7条失格判断基準の適用の中に、失格判断基準のいずれかの1つに該当する場合は、当該入札を失格とする。きちっと明記がされております。

したがって、第1回の入札において失格になった業者は、ダンピング受注のおそれがありますから、排除して第2回に行くべきであると私は考えますので、反対をいたします。

○議長（芝 照雄君）

ほかに討論はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第67号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長（芝 照雄君）

起立少数です。

したがって、議案第67号は否決されました。

日程第16、議案第68号、鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第68号、鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由の説明をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定していた鬼北町過疎地域自立促進計画については、令和2年度末で期限切れとなり、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、新たに鬼北町過疎地域持続的発展計画を策定したので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

計画の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、議案第68号、鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定について御説明いたします。

お手元に鬼北町過疎地域持続的発展計画書と鬼北町過疎地域持続的発展計画新旧対照表を御用意ください。こういったものでございます。

これまで過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして策定しておりました過疎地域自立促進計画につきましては、令和2年度をもって期限切れとなり、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、当町におきまして、令和3年度から令和7年度までの5年間の過疎地域持続的発展計画を策定したものでございます。

それでは、計画書に基づきまして御説明いたします。

説明は、お手元の過疎地域持続的発展計画書と新旧対照表を用いて説明いたします。

事前に送付させていただいておりますので、お目通しいただくとお思いますので、詳細な改正点の説明は割愛させていただいて、項目ごとの概要のみの説明とさせていただきます。

たきます。

まず、過疎地域持続的発展計画新旧対照表の1ページをお開きください。

右側が新計画の案であり、傍線で示します箇所が改正をした箇所でございます。

名称を過疎地域自立促進計画から、過疎地域持続的発展計画に改正しております。

期間は、令和3年から令和7年度の期間となっております。

次に、2ページから3ページであります。計画項目の改正であります。

計画の内容については、項目2に、移住定住地域間交流の促進、人材育成を追加。

これまでの旧計画項目3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進を、新計画では、項目4として、地域における情報化、項目5として、交通施設の整備、交通手段の確保に分割して、項目7に、子育ての環境確保、項目12に、再生エネルギーの利用促進の追加など、項目1、基本的な事項から項目13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで県からの指導を受けながら策定したものであります。

それでは、新旧対照表の3ページをお開きください。

項目ごとに御説明いたします。

1の基本的事項であります。16ページまでは、町の概況、人口の推移、財政状況、過疎の背景など、基本的なことや、15ページ、(5)地域の持続的発展のための基本目標など、新たに追加した項目などが主な内容でございます。

次に、新旧対照表の16ページをお開きください。

項目2として、新たに移住定住地域間交流の促進、人材育成を追加をいたしました。内容は、急激な人口減少問題を提起し、移住定住の促進、地域間交流の促進、人材の育成の必要性などの推進施策を記述しております。個別の事業計画につきましては、こちらのほうですけれども、縦長のA4、11ページですけれども、(3)事業計画のとおりでございます。

次に、新旧対照表の19ページから、項目3の産業振興であります。農林業、商業、製造業、観光に関わる従事者の高齢化、担い手不足の現況と問題点、その他対策等を24ページまで記載をしております。産業の振興に関わります個別の事業計画につきましては、別紙計画書の14ページから16ページの(3)に記載します事業計画のとおりでございます。

次に、新旧対照表24ページ、項目4、地域における情報であります。新たな事業として、情報通信基盤設備や防災設備の情報の提供に必要不可欠となっており、ローカル5G、基地局の設置などの必要性を記載しております。地域における情報化に関わります個別の事業計画につきましては、別紙計画書の17ページ、(3)に記載

しています事業計画のとおりであります。

次に、新旧対照表 25 ページ、項目 5 の交通施設の整備、交通手段の確保についてありますが、町内の主要区間交通網の整備は、一次改築は完了しているものの、車の増加や大型化に比較し、幅員が狭く、通行に支障を来している部分もあり、早急な改良が待たれ、また、路線バスの廃止に伴う地域や地域ニーズに合った公共交通整備が急がれている状況であります。その現況、問題点を提起し、対策等を 29 ページまで記載しております。個別の事業につきましては、別紙計画書の 19 ページから 20 ページ、(3) に記載しています事業計画のとおりであります。

次に、29 ページ、項目 6 の生活環境の整備であります。整備後、数十年を経過した水道施設や集落排水の施設の改築、更新や、廃棄物処理問題、若者定住促進や高齢化社会に対応した住宅の安定供給等の問題を提起し、その対策を 35 ページまで記載しています。個別の事業計画につきましては、別紙計画書の 25 ページから 26 ページ、(3) に記載しています事業計画のとおりであります。

次に、新旧対照表 35 ページ、項目 7 の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進であります。町内における高齢化の進行は顕著であり、今後もこの傾向は強まることと思われまます。その現況と問題点を明記するとともに、子育て支援策等を 38 ページにかけて記載しております。個別の事業計画につきましては、29 ページから 30 ページの(3) に記載しています事業計画のとおりであります。

次に、新旧対照表 38 ページ、項目 8 の医療の確保であります。町内には総合的な医療機関を含め、15 の医療機関がありますが、受診しやすい環境整備、医療従事者や医師の確保が急務であり、地域医療の必要性を提起するとともに、支援策について 40 ページまで記載しております。個別の事業計画は別紙計画書の 32 ページ、(3) 事業計画のとおりであります。

次に、新旧対照表 40 ページ、項目 9 の教育の振興であります。少子化による児童生徒の減少、老朽化の施設の改築、余裕教室の活用、高校教育の生徒募集への取組など、教育環境の整備を提起しております。個別の事業計画につきましては、別紙計画書 34 ページから、35 ページ、(3) に記載しています事業計画のとおりであります。

次に、新旧対照表 43 ページ、項目 10 の集落の整備であります。人口減少により集落機能の維持が困難となり、自治組織の存続に関わる問題となっております。地域での共助の必要性を明記しております。個別の計画は、別紙計画書 36 ページ、(3) 事業計画のとおりとなっております。

次に、新旧対照表４５ページ、項目１１、地域文化の振興であります。４５ページから４６ページにかけて対策等を記載しております。事業計画は、別紙計画の３７ページから３８ページ、（３）に記載しております事業計画書のとおりでございます。

次に、新旧対照表４７ページ、項目１２、再生エネルギーの利用促進であります。新たに今回追加した項目であります。町内での再生可能エネルギーの導入の必要性を明記し、利用促進を図ることとしております。個別の事業計画は、別紙計画書の３９ページの（３）のとおりであります。

最終ページ、新旧対照表４８ページ、項目１３、その他地域の持続的発展に関して必要な事項であります。現況と問題を提起するところに対策等を記載しております。事業計画は、別紙計画書の４０ページ、（３）のとおりであります。

以上、計画書の内容について説明させていただきましたが、この過疎事業計画につきましては、御案内のとおり、過疎債が借りれるようになっております。元利償還金の７０％が地方交付税に算入されている優良な起債でございます。基本計画に登載している事業でなければ過疎債が借り入れることができませんので、基本的には、現計画の内容を踏襲し、長期総合計画、総合戦略その他の諸計画内容を取り込みながら起債対象となる事業について網羅し、今後、５年間の具体的な計画を作成したところであります。

なお、本計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第７項の規定に基づきまして、あらかじめ愛媛県との協議の上、本議会に提案をさせていただきました。

以上で過疎地域持続的発展計画の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○４番（中山定則君）

本計画、鬼北町過疎地域持続的発展計画は、先ほど法を言われましたが、過疎新法、令和３年４月１日の過疎地域持続的発展支援特別措置法による指定を受けるために本計画を策定しなければならないので策定されたと思うんですが、県との協議も終えられているということなんですが、この新旧対照表で説明されましたが、旧計画は、あくまでも自立促進市町村計画であったわけなんで、今度新しい過疎新法、今言った法

律によって新計画ということをつくるのであって、何か新旧対照表が要るのかなというのをまず疑問に思いました。なかなかこの新旧対照表を作るのは大変やないかなという想像をするんですが、それが1点と。

もうパブリックコメントでもしたんですが、9ページの(6)の計画の作成状況の評価に関する事項、達成状況の評価については、計画期間満了後の令和8年度において議会へ報告することとする。これで県が認められているのかどうか、その辺質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず、新旧対照表を作って説明したことについて御説明させていただきます。

あくまでも中山議員が言われましたように、自立促進計画と今回の持続発展計画は、違うものであるというふうに思いますけれども、比較をする際に、そういった施策、それから目標値、目標数値、そういった指針、そういったものを比較をする際に、こういった新旧対照表で御説明したほうが分かりやすいのかなというふうなことで、今回はそれを用いさせていただいて説明をさせていただいたという点でございます。

次に、9ページの達成状況の評価について、令和8年度において議会へ報告することで、県がそれで認めとるのかという件につきましては、当然担当者のほうで県との協議をさせていただいて認めていただいております。

以前からこの計画の評価につきましては、長期総合計画、総合戦略、そういった施策の成果の中で御説明といたしますか、御報告をさせていただいておると思いますが、今後もそういったものを活用しながら、評価をできればなというふうに考えております。

したがって、これはあくまでも5年計画でございますので、今回は5年後に議会に報告をするというふうなことで、こちらには明記をさせていただいたということで御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

再質問はありません。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号、鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日17日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長（赤松俊二君）

御起立願います。

礼。

（午後 3時45分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（10番）

鬼北町議会議員（11番）